

# けんしんようの現況 2022





本店

## プロフィール

設立	昭和 63 年 4 月 1 日 (合併)
本店所在地	安中市原市 668-6
出資金	12 億 6 千 3 百万円
代表者	理事長 新野 正行
預金残高	2,306 億円
貸出金残高	882 億円
役員数	176 名
店舗数	22 店舗
	(令和 4 年 3 月 31 日現在)



営業地区  
富岡市、安中市、高崎市、  
藤岡市、前橋市、甘楽郡、  
多野郡、佐波郡玉村町  
※前橋市は旧大胡町、富士見村、  
宮城村、粕川村を除く地区



当組合のシンボルマークは、群馬県信用組合のイニシャル“G”が上昇していく形です。

これは地域社会と当組合がともに発展し、成長していく姿を表しており、“G”が形づくる円形とその動きは、それを実現していくために、当組合が柔軟かつ、きめ細かに地域を応援させていただく姿勢を示しております。

## 目次

●はじめに	●各種サービスのご案内
プロフィール…………… 1	業務のご案内…………… 21
ごあいさつ…………… 2	各種手数料のご案内…………… 25
経営理念・長期経営計画・事業計画…………… 3	●ガバナンスの充実状況
事業の概況…………… 5	群馬県信用組合の概要…………… 26
決算概況…………… 6	組合員と総代会制度…………… 27
●地域を応援する取り組み	店舗のご案内…………… 29
中小企業の経営の改善および	●資料編
地域の活性化のための取り組み状況…………… 7	法定監査の状況…………… 31
金融サービスを通じた取り組み…………… 13	財務諸表…………… 32
●コンプライアンス等への取り組み	営業の状況…………… 37
コンプライアンス態勢…………… 15	リスク管理債権と金融再生法に基づく開示債権の状況…………… 43
リスク管理への取り組み…………… 19	自己資本の充実の状況…………… 44
	連結決算の状況…………… 50
	連結における自己資本の充実の状況…………… 52

## ごあいさつ



皆さま方におかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。  
平素は群馬県信用組合をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。  
当組合は「創造と貢献」を経営理念に掲げ、地域の皆さまとのふれあいを大切にし、地域社会の活性化や地域の皆さまの豊かな暮らしづくりに貢献することを使命と考え、日頃から業務に取り組んでおります。

このたび、「けんしんようの現況2022」を作成し、当組合の経営方針や業績内容等についてご報告いたしますので、ご高覧いただければ幸いに存じます。

令和3年度の国内経済につきましては、新型コロナウイルス感染症流行の終息に向けて政府による万全の対策がなされ、各種政策の効果や海外経済のいち早い回復もあり、景気は持ち直すと期待されましたが、コロナ変異株の感染拡大や原材料価格の高騰、部品不足による製品の供給制約などが見られ、前年度に続いて厳しい経済環境となりました。

金融面におきましては、長期化するコロナ禍の悪影響を抑制する目的などから日本銀行による金融緩和政策が継続され、金融機関の収益環境には厳しい状況が続きました。

こうした誠に厳しい環境の中にもありましたが、平成30年度から取り組みを進めてまいりました「持続可能なビジネスモデル【収益確保】の構築に向けた取り組み」をテーマとした専担者の育成や営業行動の見直し、経費の削減、店舗統合や適正人員の再配置など一連の構造改革が実を結び始め、また、これからも地域金融機関として存続していくための自己資本の充実を目的とした出資金増強活動などにより、令和3年度は預金および貸出金の増加、当期純利益およびコア業務純益の増益、自己資本比率の向上などを達成することができました。

今年度は、お客さまのご要望へ迅速かつ適確にお応えする態勢を確立すべく「お客さま相談窓口の充実」「自ら学んで行動を起こす人財の育成」「業務のデジタル化の推進」などに取り組んでまいります。

これらの取り組みにより「安定した収益の確保」と「健全性の維持・強化」が両立できる組織体制を構築し、お客さまに信頼され必要とされる健全でたくましい金融機関となることを目指して、努力してまいります所存でございます。

皆さま方におかれましては、一層のお引き立てを賜りますようお願い申し上げます。

令和4年7月  
理事長 新野 正行

# 経営理念・長期経営計画・事業計画

当組合は、「創造と貢献」を経営理念に掲げ、地域のお客さまとのふれあいを大切にし、地域使命と考えております。

この経営理念に基づいた取り組みをさらに向上していくため、平成26年度に10年後を見据えするため、誠意と熱意とフットワークで行動する金融機関になっている」を経営ビジョンに令和4年度も長期経営計画で掲げた経営ビジョンにいち早く到達し、地元の皆さまに必要とされる信

## 経営

### 「創造

#### 創造とは

1. コミュニティづくり
2. 特性ある信用組合づくり
3. 魅力ある職場づくり

### 経営基

1. 地域と共に生きる信用組合づくり
- 2.

## 長期経営計画

### 経営ビジョン（10

『お客さまのご要望に素早く適確にお応えするため、誠意

#### 事業ビジョン

- お客さまから相談を受ける体制が充実し、お客さまのニーズに合った付加価値のあるサービスが提供できる信用組合
- 「安心して」から「快く」利用していただける信用組合
- コンプライアンスを重視し、経営内容等について透明性が高い信用組合
- 自己資本が充実し、健全性が高い信用組合
- 地域のために必要とされる信用組合
- 地域のために必要とされる役職員が大勢いる信用組合

### 長期経営計画

- ①営業体制の強化
- ②人事制度の再構築
- ③事務体制の強化

## 令和4年度

#### 事業計画の

安定した収益確保

専担者の育成

お客さま相談

社会の活性化に貢献する信用組合として、地域の皆さまの豊かな暮らしづくりに貢献することが  
 えた「長期経営計画書『フォリティ・アップ』」を策定し、「お客さまのご要望に素早く適確にお  
 掲げました。  
 用組合、お客さまから最初にご相談いただける信用組合となれるよう、一層努力してまいります。

## 理 念

### と貢献

#### 貢 献 と は

1. 地域社会の発展
2. 信用組合の発展
3. 職員と家族の発展

## 本方針

- 信頼される経営体質づくり      3. 活力ある組織風土づくり

## 「フォリティ・アップ」 (平成 27 年 4 月より開始)

### 年後のありたい姿) と熱意とフットワークで行動する金融機関になっている」

#### 組織ビジョン

- 役職員が日頃から地域との関わりを持ち、地域社会に貢献している信用組合
- 職場内の公平性、透明性が高く、公正な評価ができる信用組合
- お客さま目線で対応ができる人材育成方法が確立している信用組合
- 営業店サポート体制が充実している信用組合
- リスク管理手法とリスク管理体制が充実している信用組合
- 職員満足度が高く、いきいきと働ける職場環境となっている信用組合

## の基本項目

- ④適正な収益の確保      ⑤コンプライアンスの強化      ⑥リスク管理体制の強化

## 事業計画

### 主な取り組み策

窓口の充実

デジタル化の推進

リスク管理態勢の充実

# 事業の概況

## 金融・経済情勢と当組合の取り組み

令和3年度の我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対して政府が万全な対策を打ち出し、各種政策の効果や海外経済のいち早い回復の恩恵も受けることなどにより、景気の持ち直しが期待されました。

しかしながら、コロナ変異株の感染爆発や原材料価格の高騰、部品不足による製品の供給制約などが重なり、前年度に続いて厳しい経済環境となりました。

金融面では、コロナ禍の悪影響を和らげる目的も含まれた日本銀行の大規模金融緩和政策の継続により、金融機関の収益環境は厳しい状況が続きました。

こうした厳しい環境のなかであっても、当組合は、訪問活動の徹底をはじめ、店舗統合や適正人員の再配置など数年前から取り組んできた構造改革の効果が出始めて、一層の経費削減や収益改善を図ることができた1年間となりました。

## 収支状況

収入状況は、市場金利の低迷が続き、貸出金や有価証券の収益は前期に続いて減少しました。経費においては、構造改革の進展により削減が進み、大幅に縮小することができました。

その結果として、当期純利益2億1百万円を計上することができました。

## 預金積金残高

預金積金残高は、コロナ禍の長期化で個人消費が手控えられたことによる個人預金の増加等により、前期末比12億8千5百万円増加し、2,306億8千9百万円となりました。

## 貸出金残高

貸出金残高は、製造業を中心とした事業性資金やアパート建設資金、太陽光発電関連資金等の増加により、前期末比10億4千8百万円増加し、882億7千7百万円となりました。

## 主要な経営指標の推移

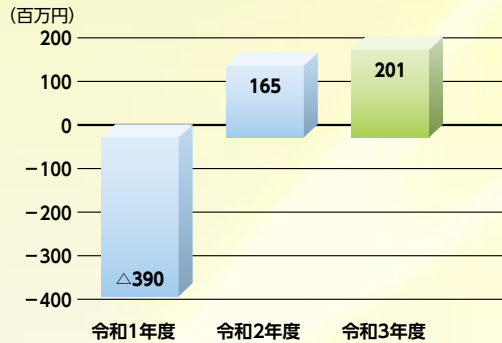
(単位：百万円)

項目	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度
利益					
経常収益	2,731	2,590	2,450	2,601	2,253
経常利益	206	△168	△355	282	177
当期純利益	112	△354	△390	165	201
残高					
預金積金残高	214,773	216,527	219,135	229,404	230,689
貸出金残高	81,423	82,625	83,248	87,229	88,277
有価証券残高	58,911	59,816	60,420	61,741	68,420
純資産残高	9,538	8,975	7,700	7,996	8,134
総資産残高	225,448	226,605	227,597	242,507	245,615
出資金					
出資総額	702	702	724	730	1,263
出資総口数(口)	702,028	702,832	724,975	730,937	1,263,783
出資に対する配当金	14	7	3	3	8
組合員数(人)	42,449	42,419	42,295	42,005	41,802
単体自己資本比率(%)	9.67	8.38	7.63	7.91	8.58
職員数(人)	235	217	208	179	170

(注) 1. 残高計数は期末日現在のものです。 2. 総資産額は、貸借対照表の資産の部から債務保証見返額を控除した額です。  
3. 「単体自己資本比率」は、平成18年金融庁告示第22号により算出しております。 4. 職員数は、役員、臨時の雇用者を除いた人数です。

# 決算概況

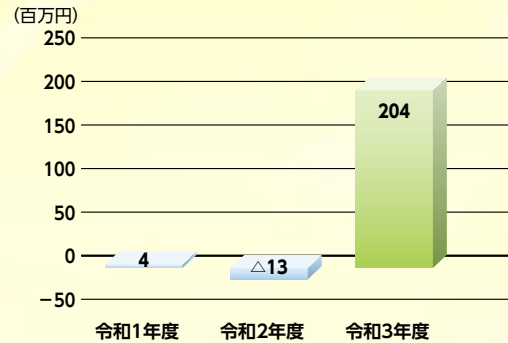
## 当期純利益



当期純利益は、経常利益に特別損益や法人税等および法人税等調整額を加減した最終の利益です。

令和3年度は、市場金利の低迷により貸出金利息や有価証券利息の減少傾向が続く中において、経費削減を推し進めたことなどにより収支改善が図られ、2億1百万円を計上することができました。

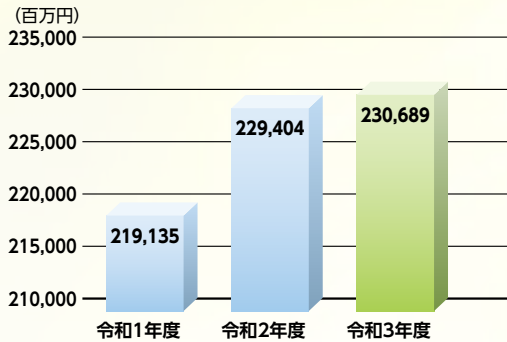
## コア業務純益



コア業務純益は、本業での収益力を表す指標です。

令和3年度は、前年度に計上した構造改革費用としての退職一時金がなくなったことなどから、黒字へと回復して2億4百万円を計上することができました。

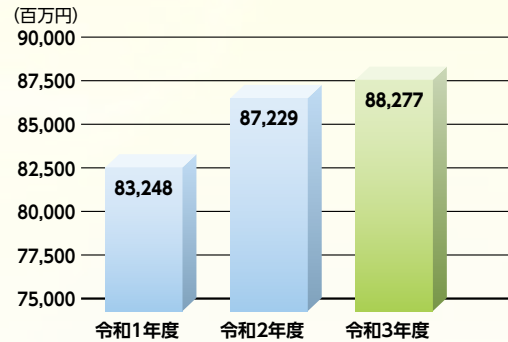
## 預金残高



預金残高は、長引く新型コロナウイルス感染症の影響により消費を抑えた年金受給者さまの資金が歩留まりしたことなどから、増加しました。

令和3年度は前期より12億8千5百万円増加し、2,306億8千9百万円となりました。

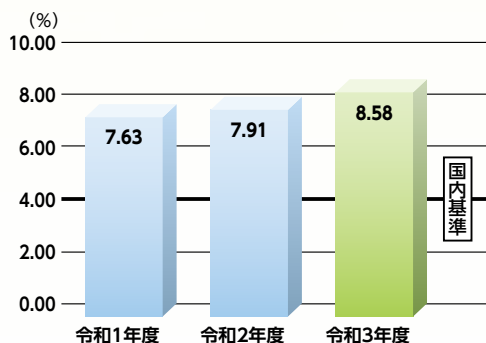
## 貸出金残高



貸出金残高は、製造業を中心とした事業性資金、アパート建設資金、太陽光発電資金などの需要に応じて、増加しました。

令和3年度は前期より10億4千8百万円増加し、882億7千7百万円となりました。

## 自己資本比率

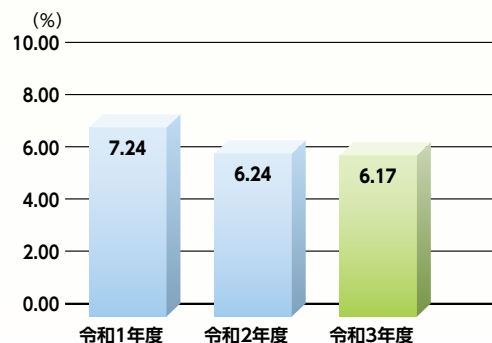


自己資本比率は金融機関の健全性を表す指標で、損失が発生する可能性のある資産に対する自己資本の割合のことです。国内のみで営業する金融機関の場合、4%以上の比率を維持することが法律で定められております。

令和3年度の自己資本比率は利益計上に加えて、地域金融機関として存続していくために必要となる自己資本を充実させる出資金増強策に取り組んだことから、自己資本額の増加により、8.58%に上昇いたしました。

国内基準を大きく超える水準であり、高い健全性を確保しております。

## 不良債権比率



令和3年度の金融再生法に基づく開示債権の不良債権比率は6.17%で、前期より0.07ポイント低下(改善)しました。なお、不良債権のうち85.89%は担保・保証や貸倒引当金等によって保全されております。

また、不良債権額から保全額を差し引いた実質的な不良債権は貸出債権全体の0.87%であり、十分な保全がなされております。

はじめに

地域を応援する  
取り組み

コンプライアンス等  
への取り組み

各種サービスの  
ご案内

ガバナンスの  
充実状況

資料編

# 中小企業の経営の改善および地域の活性化のための取り組み状況

当組合は、地域の皆さまとのふれあいを大切に、地域社会の活性化や地域の皆さまの豊かな暮らしづくりに貢献することを使命と考え、日頃から業務に取り組んでおります。

## 中小企業の経営支援に関する取り組み方針

当組合は、内閣府特命担当大臣および経済産業大臣より「経営革新等支援機関」として認定を受けております。「経営革新等支援機関」認定制度は、中小企業の経営力強化を目的として、金融機関や税理士等の支援事業を行う者を「経営革新等支援機関」として認定することを通じて、中小企業に対して専門性の高い支援事業を推進していくための制度です。

当組合は、これまでと同様に地域の皆さまの創業や事業計画作成のご支援等を一層推進するとともに、「経営革新等支援機関」としての機能を十分に発揮して、今後も事業者の皆さまをご支援してまいります。

## 中小企業の経営支援に関する態勢整備状況

当組合は、お取引先の経営改善や事業再生等を積極的に支援するため、営業推進部・企業支援課を中心に中小企業者の経営改善計画の進捗状況の定期的な把握・検証、経営相談・指導等といったコンサルティング面での支援や、他金融機関、(公財)群馬県産業支援機構、群馬県中小企業活性化協議会、商工会議所、弁護士などの外部機関との連携による再生手法の活用を行うための、態勢を整備しております。

令和3年度は、新たに次の態勢整備を行いました。

### 商工中金との「シンジケートローン業務における連携・協力に関する覚書」の締結

当組合は事業者のお客さまの課題解決、ソリューション提供を一層図るために(株)商工組合中央金庫と「シンジケートローン業務における連携・協力に関する覚書」を締結いたしました。本覚書は資金調達や財務構造改善等に取り組む事業者のお客さまを支援するために当組合、商工中金のノウハウ、ネットワークを活用し、サポートするものです。

#### 主な内容

- ①シンジケートローンを検討する案件の紹介・情報交換
- ②シンジケートローンの管理に関する協調・情報交換
- ③シンジケートローンを通じた中小企業および地域経済の発展・活性化に関する協調・情報交換

## 中小企業の経営支援に関する取り組み状況

### (1) 創業・新事業展開の支援

当組合は、営業担当者等が事業先をこまめに訪問しておりますので、創業・新事業等の立ち上げを希望するお客さまはもちろん、創業段階を経て成長段階を迎えた事業先についても、その段階で発生するさまざまなお客さまのニーズをお聞きして、適確なアドバイスを行うよう取り組んでおります。

そのために、創業・企業再生基礎研修等に職員を派遣し、職員の能力向上に努めるとともに、創業や新事業展開を希望されるお客さまに役立つ情報を提供すべく、(株)日本政策金融公庫と業務提携しております。

各店舗には創業相談窓口を設置し、創業に関する相談や制度資金等の紹介を行っております。



### 【あんなか創業支援ネットワークの活動】

平成 28 年 4 月に安中市・安中市商工会・安中市松井田商工会・(株)日本政策金融公庫高崎支店・群馬県信用保証協会高崎支店・関東信越税理士会高崎支部と当組合の 7 機関により、安中市で創業を予定する方をサポートする「あんなか創業支援ネットワーク」を立ち上げました。

ここでは中小企業者の支援に取り組む各機関が協力し合い、創業者のニーズやステージに応じた支援を行っており、定期的な相談会の開催や、創業後のフォローなどを行っております。

令和 3 年度は、「あんなか創業支援ネットワーク」に 12 先のお客さまからご相談が寄せられ、3 先のお客さまが新たに事業をスタートされました。

また、過去に「あんなか創業支援ネットワーク」を利用して創業された 10 先のお客さまに対しても、訪問活動を行い、創業後のサポートを行いました。



(創業相談会)

### (2) 成長段階における支援

平成 26 年度より、東京都信用組合協会主催、全国信用組合中央協会後援による「しんくみ食のビジネスマッチング展」にお取引先の商材を出展・PRし、食品取り扱い業者等の方々や、専門バイヤーの方々との商談の場を提供し、販路拡大につながる支援に取り組んでおります。

### (3) 経営改善・事業再生・業種転換等の支援

当組合は、お取引先が抱えている問題点や改善点を適確にアドバイスできる職員を育成するために、企業財務分析講座や融資審査講座等に積極的に職員を派遣して職員の能力向上に努め、また、事業性評価シートを活用したお取引先の支援や、経営改善計画書作成のお手伝いをさせていただいております。

## 地域の活性化に関する取り組み状況

### (1) 外部団体との提携

当組合は、群馬県法人会連合会および富岡商工会議所、高崎商工会議所と特別融資制度を提携し、各会員の皆さまを対象とした地域内の中小企業の金融の円滑化に取り組んでおります。

### (2) 地域活性化につながるサービスの提供

- ① ホームページ等を活用して地域の皆さまへ各種情報の提供に努めております。
- ② (公財) 群馬県産業支援機構や(独) 中小企業基盤整備機構等との連携を強化し、各専門分野のネットワークを活用した地域経済への貢献に努めております。

### (3) 外部機関への職員派遣

地域経済・産業の現状や課題などを踏まえて、地元企業のライフステージに合わせたソリューション(解決方法)を提供するノウハウを習得するため、(株)地域経済活性化支援機構(REVIC)などへの職員派遣を行ってまいりました。

今後も計画的に外部専門機関へ職員を派遣し地元企業をサポートしてまいります。

#### (4) 事業承継への取り組み

当組合は、お取引先の喫緊の課題である事業承継や M&A 支援に積極的に取り組むため、平成 30 年度に群馬県事業引継ぎ支援センター（現：群馬県事業承継・引継ぎ支援センター）に職員を派遣いたしました。

令和 1 年度からは事業承継にかかる専門スタッフを営業推進部・企業支援課に配属し、事業承継診断や個別相談を行いながら、事業者の方々の課題解決に取り組んでおります。

#### (5) 新現役交流会への参加

課題解決支援の一環として、新現役交流会を通じて、豊富な知識・経験・ネットワークを持つ新現役（大手企業OB）人材のノウハウ等を活用し、取引先企業 1 社へ支援を行いました。自社の強みを活かしながら、新しい顧客層への取引を目指した店舗展開を行って行くための企画、戦略の立案、マーケティングに強い新現役を希望し、13 名からオファーがありました。一次面談では 7 名、二次面談では 2 名を選定して新現役と面談を行い、最終的には 1 名の新現役とのマッチングが成立いたしました。

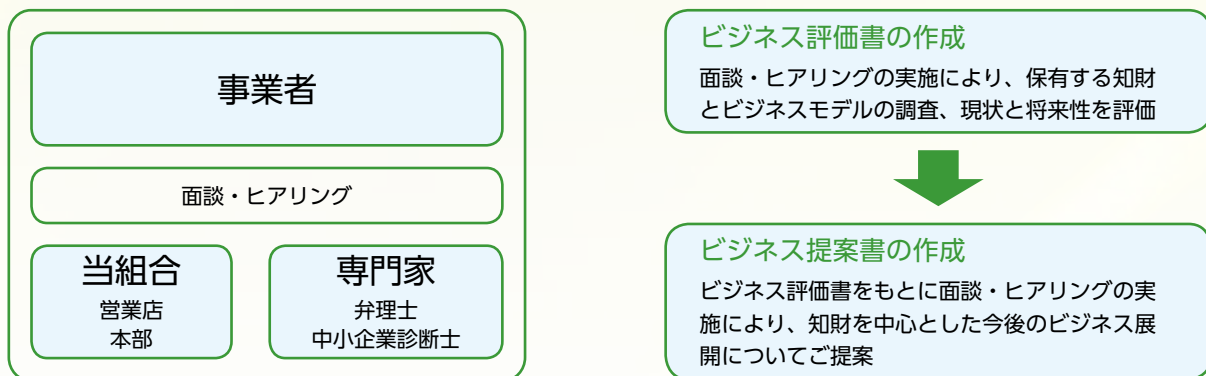


(新現役交流会)

#### (6) 知財金融促進事業への参加

「知的財産を有する事業先をいかに適切に評価し、支援を行うか」が重要な課題となることから、平成 30 年度より特許庁・金融庁主催の「知財金融促進事業」に参加し、知財を切り口とした企業の実態把握、事業性評価、経営支援強化への取り組みを開始しております。

令和 3 年度は、知財を保有する 2 社の事業者の方に参加していただき、専門家からビジネス評価書の作成支援を受け、当該評価書に基づきビジネス提案書を作成し、ご提案いたしました。



#### 【例 1】新規事業進出にかかる知財戦略のご提案

新たな事業分野への進出に向けて、既存のノウハウの蓄積の明文化による組織的な共有の推進、営業秘密保護の改善についてご提案いたしました。また、新規事業にかかる他社の既存知財権の取得状況や情報収集を行い注意点を明示いたしました。

#### 【例 2】経営課題解決に向けた技術戦略のご提案

自社の強みの源泉、根幹について分析をおこないました。更に技術ノウハウの蓄積、今後の事業計画達成に向けた「社内プロジェクトチーム」の創設および価値創造のストーリー、具体的な取組策についてご提案いたしました。

(7) 地域の皆さまとの交流

当組合は地域の各種行事などに積極的に参加したりオリジナルの広報誌を発行したりすることで、地域の皆さまとの交流を深めております。

令和3年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために前年同様に数多くのイベントが中止を余儀なくされましたが、当組合は地元を盛り上げるべく、今後も積極的に地域の皆さまとの交流をはかってまいります。

①キャンペーンレディの活動

地元市町村のキャンペーンレディに当組合の職員が就任し、さまざまなイベントのお手伝いをさせていただいております。令和3年度は、富岡シルクレディの認証式と退任式が富岡製糸場西置繭所多目的ホールで開催され、当組合職員1名が任期満了にともない退任し、当組合職員1名が新たにシルクレディに就任いたしました。任期は2年間で、ラジオやテレビ番組などに出演し、富岡市内の観光や物産などの魅力について発信してまいります。



(富岡市シルクレディの退任式・認証式)

②地域事業者さまの講演および施設見学会

当組合の営業活動に活かすべく、地域事業者さまに業界の展望等について(株)ボルテックスセイグンの武井社長さまにご講演をお願いし、当組合の幹部職員24名が参加させていただきました。講演は仕事に対する姿勢や会社経営の考え方など当組合の経営に非常に役立つ内容で、講演の後には実際に稼働している最新設備を見学いたしました。地域企業として地元への貢献、大切にしている姿勢について大変勉強になりました。



(講演会の様子)

③オリジナル広報誌の発行

地域の話題やお客さまのお店などを紹介する広報誌「Shin」(平成7年創刊)を発行し、25年超の長きにわたり、お客さまのお手元にお届けしております。

現在では年4回、各号1万部ずつ発行しており、お客さまから絶大なるご好評をいただいております。

※記事詳細につきましては、各QRコードをお手持ちのスマートフォンで読み取りご覧ください。

第106号



・コロナ禍で注目されている「キャンプ」特集

第107号



・「Enjoy Coffee」コーヒーの歴史や商品になるまでの工場見学、自宅で美味しくコーヒーを淹れる方法  
本誌では、コーヒーに関するアンケートを実施し、総勢497名のお客さまにご協力いただきました。

第108号



・地域に住む「人」にフォーカスし、地域で生き生きと暮らしている「人」を紹介

第109号



・「歩くを楽しむ」地域のウォーキングコースを紹介

はじめに

地域を応援する  
取り組み

コンプライアンス等  
への取り組み

各種サービスのご案内

ガバナンスの  
充実状況

資料編

## (8) 社会貢献活動

当組合は地域の環境美化に務めたり、献血を行ったりするなどの、さまざまな社会貢献活動に参加しております。

### ① 店舗周辺清掃活動

毎月第2水曜日の朝、全店舗の役職員が店舗周辺の清掃を行い、地域の環境美化のお手伝いをさせていただいております。



(店舗周辺の清掃活動)

### ② 献血活動

毎年8月から9月にかけて「しんくみいきいき献血運動」を実施しております。  
また、高崎市内の商店街に協賛し、11月に当組合高崎支店を会場とした献血活動を行いました。



(高崎支店における献血活動)

### ③ 世界遺産美化活動

世界文化遺産・富岡製糸場の美化活動「リレー・フォー・クリーン」に平成25年度から参加し、施設内の清掃活動を行っております。  
令和3年度は3回開催され、延べ64名の職員が参加して除草作業などのお手伝いをさせていただきました。



(富岡製糸場内の除草作業)

### ④ SLあぶとくん復活に貢献

碓氷峠鉄道文化むらの蒸気機関車「SLあぶとくん」は、1999年の開園当初から来園者に親しまれてきました。老朽化に伴い修繕が必要でしたが、修繕費は1,000万円以上の莫大な費用がかかってしまいます。そこで、修繕費を調達するためクラウドファンディング(CF)を立ち上げ資金を募ったところ、個人・団体から約1,372万円が集まり、令和3年7月に無事修理をすることができました。当組合も同企画を応援させていただきました。



(もくもくと煙を吐きながら園内を周遊するSLあぶとくん)

令和4年7月3日には修復完成から1周年を記念して同施設で復活セレモニーが開催されました。

## 経営者保証に関するガイドラインの活用状況

当組合は、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理のご相談を受けた際に、真摯に対応する態勢を整備しております。

経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握したうえで十分に検討するなど、積極的かつ適切に活用するよう努めております。

また、どのような改善を図れば経営者保証の解除の可能性が高まるかなどを具体的に説明し、経営改善支援を行っております。

### 「経営者保証に関するガイドライン」の取り組み実績

	令和2年度	令和3年度
新規に無保証で融資した件数	624件	627件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	13.3%	18.3%
保証契約を解除した件数	10件	3件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当組合をメイン金融機関として実施したものに限り)	0件	0件

## 新型コロナウイルス感染症への対応

### (1) 事業者さまへの資金手当の取り組み

令和3年度も前年に続き新型コロナウイルス感染症による感染者の増加により国の緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が実施され、未だ地域の事業者さまに影響がある中で、コロナ終焉後を見据えた経営行動計画書を事業者さまとともに作成し、国の伴走型支援特別保証制度の利用によりコロナ禍に対応した設備資金や運転資金等資金繰り支援を行いました。令和3年度は55先のお客さまへ同保証制度をご利用いただきました。

また、新型コロナウイルス感染拡大により直接的、間接的に影響を受けられたお客さまのご要望にお応えするため、融資条件変更手数料の免除を行わせていただきました。

### (2) コロナ禍における新規事業・創業支援

新型コロナの影響が続くなかでも、地域で事業をはじめたい前向きな事業者さまのご要望に応えるため、令和3年度は新規事業資金や創業資金を30件実行いたしました。実行に際しては創業計画の策定支援や創業ネットワークを活用し地域の専門家や地方公共団体と連携を図りながら、創業後も安心して事業がおこなえるようサポートを行っております。



# 金融サービスを通じた取り組み

## 金融サービス（預金業務と融資業務）を通じた取り組み



当組合は群馬県の西毛地域を営業地域として15拠点22店舗、193名（有期契約職員含む）の役職員が、お客さまのご要望に素早く適確にお応えするため、地域の皆さまとのふれあいを大切に、日々の業務に取り組んでおります。

### 預金に関する取り組み

おかげさまで、令和3年度も預金残高は堅調に伸長（約12億円増加）し、2,306億円となりました。  
今後も、お客さまのご要望に沿った資産運用のお手伝いをさせていただくとともに、「安心して」から「快く」ご利用いただける営業体制、店頭体制を構築し、タイムリーな金融サービスを提供してまいります。

### 融資に関する取り組み

地域の中小企業者や個人の皆さまの資金ニーズに合った商品のご提供や、地域金融機関として地域経済発展の一端を担うため、地域密着型金融の推進に取り組んでおります。  
令和3年度は、事業者の皆さまには新型コロナウイルス感染症への対応として国の伴走型支援特別保証制度の利用をはじめ、創業・新事業支援資金などを、個人の皆さまにはPCやスマホで簡単にお申込みいただけるローンなどを、積極的にご提案してまいりました。

## 振り込め詐欺防止への取り組み

当組合では、還付金詐欺等の被害を防止するための対策として、「65歳以上のお客さまで、過去1年間にキャッシュカードによるATMでの振込取引をされていないお客さま」のATMによる1日の振込限度額を、「1,000円」とさせていただいております。

なお、対象となるお客さまで、キャッシュカードによる振込取引を希望される場合には、平日の営業時間内にお取引店の窓口でご本人であることを確認のうえ、ATMでの振込限度額を変更させていただきます。

## 障がいのあるお客さまに配慮した取り組み

当組合は、障がいのあるお客さまがご来店された際に、スムーズにお取引ができるよう以下の取り組みを行っております。

- (1) 当組合のすべてのATMを、視覚に障がいのあるお客さまがご利用の際、操作方法を音声でご案内する「ハンドセット付ATM」としてあります。



「ハンドセット付ATM」  
ATM正面から見て左側に装着しております。

- (2) 聴覚に障がい(難聴など)のあるお客さまがお取引される際、当組合職員の声が聞き取りやすいように「遠聴支援機」を設置しております。

設置店舗：松井田支店・横川支店・原市支店・磯部支店、  
下仁田支店・南牧支店・西牧支店・富岡支店、  
甘楽町支店、一の宮支店・南蛇井支店・妙義支店

- (3) 窓口振込手数料の引き下げ

障がい等によりATMの操作が困難な方が、窓口でお手続きする際の手数料を、ATM振込みと同額とさせていただきます。

種類			通常の窓口扱い手数料(組合員)	引き下げ後の手数料(ATM振込みと同額)
振替によるお振込み	当組合同一店内宛て	5万円未満	330円(220円)	無料
		当組合本支店宛て	5万円以上	550円(440円)
	他行宛て	5万円未満	660円(550円)	440円
		5万円以上	880円(770円)	550円
現金でのお振込み	当組合同一店内宛て	5万円未満	330円(220円)	110円
		当組合本支店宛て	5万円以上	550円(440円)
	他行宛て	5万円未満	660円(550円)	550円
		5万円以上	880円(770円)	660円

## 相談業務

- (1) 平日窓口相談

当組合は、各種相談窓口を開設しております。

令和3年度においても、新型コロナウイルス感染症の影響に関する対応や相談を継続実施いたしました。

令和4年度も、地域の事業者、個人のお客さまへの支援として窓口では事業資金、個人ローンを中心に、主に以下のご相談をお受けしております。

- 創業・新事業等の立ち上げや、成長段階を迎えられた事業者の方の資金ニーズのご相談
- 中小企業の事業者の方や住宅ローンをお借入れのお客さまからのご返済条件見直しのご相談
- 各種ご相談(資産運用、住宅資金、消費資金、年金等)



(年金無料相談会)

- (2) 年金無料相談会

当組合は、年金無料相談会を開催しております。

これから年金をお受取りになる方や、既に年金を受給されている方からの年金に関するご相談に、年金制度に精通した社会保険労務士がおこたえしております。

令和3年度は新型コロナウイルス感染症予防対策を行った中で、当相談会を9回開催(平日2回、休日7回)いたしました。

令和4年度も定期的な開催を予定しており、年金に関する各種相談をうけたまわります。

# コンプライアンス態勢

## コンプライアンス（法令等遵守）の基本方針と運営体制

### 1. コンプライアンスへの取り組み

コンプライアンスとは企業倫理を確立し、法令や当組合制定の規程等を厳正に遵守するとともに、社会規範を全うすることをいいます。

当組合は、地域の皆さまの文化的で豊かな活力ある生活環境の創造を目的とし、地域社会に貢献する協同組織金融機関としての使命を負っております。

これまでも自らの使命を自覚し、職務を公正に行い、地域社会やお客さまからの信頼の維持・向上に努めてまいりました。

### 2. コンプライアンスの基本方針

役職員一人一人が当組合の社会的責任と公共的使命を十分認識し、法令やルールの遵守を常に心がけ、社会の信頼を得ていくことこそが当組合におけるコンプライアンスの基本であり、業務を行うにあたって常にコンプライアンスを意識しております。

当組合は、コンプライアンスへの取り組みの基本方針を次のように定めております。

#### (1) 社会的責任と公共的使命の自覚

- ①当組合は、常に健全経営に徹することにより、小規模事業者および勤労者の金融の円滑化に努めます。
- ②当組合は、常にお客さまへのサービスの向上に努めることにより、地域の経済、社会、生活の健全な発展に貢献します。

#### (2) 信頼の確保

- ①当組合は、常に各種法令・規程・基準・要領を遵守し、その精神を尊重します。
- ②当組合は、誠実・公正な行動により、社会やお客さまからの信頼の確保に努めます。

#### (3) 経営の透明性の確保

当組合は、常に組合員の皆さま、地域社会ならびに職員とのコミュニケーションを重視し、開かれた経営を実践します。

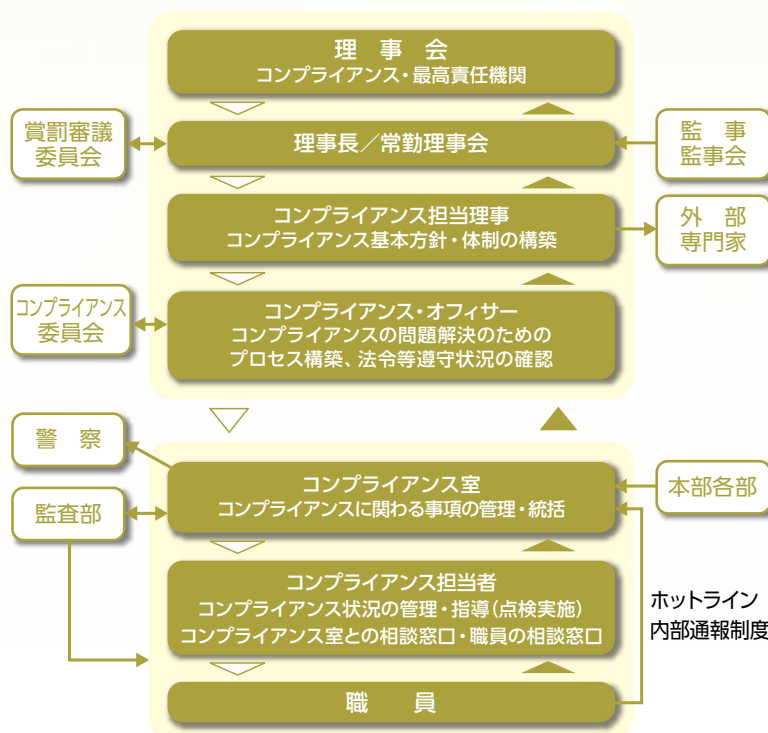
#### (4) 反社会的勢力との関係遮断

当組合は、反社会的勢力の介入に対して、企業として断固立ち向かいこれを排除し関係遮断を徹底します。

### 3. コンプライアンス体制と役割

当組合はコンプライアンスを徹底するため、右記のような体制を構築し、それぞれの役割を明確にしております。

コンプライアンス体制図(役割概要図)





## 顧客保護等管理態勢

### 1. 顧客保護等への取り組み

当組合は、「顧客保護等管理方針」を制定し、お客さまからの信頼を確保するための態勢を整備しております。役職員は、研修や勉強会を通じて、この方針に基づいた適切な対応に努めております。

### 2. 顧客保護等管理方針

#### (1) お客さま保護のための基本方針

当組合は法令、諸規則、諸規程（以下「法令等」といいます。）を遵守して誠実かつ公正に事業を遂行し、当組合の商品・サービス（以下「商品等」といいます。）を利用し、または利用しようとする方（以下「お客さま」といいます。）の正当な利益の確保およびその利便性の向上をはかり、もってお客さまからの信頼を確保するために継続的に取り組みます。

#### (2) お客さまへの説明について

当組合は、法令等を遵守して、お客さまへの説明を要するすべての商品等について、お客さまの取引目的、状況（理解、経験、資産）等に応じた適切かつ十分な商品説明と情報提供を行います。

#### (3) お客さまからのご相談・苦情等の対処について

当組合は、お客さまからのご相談・苦情等について、迅速かつ誠実に対応し、お客さまの正当な利益を公正に確保して、もって当組合の事業についてお客さまのご理解が得られるように努めます。

令和3年度苦情受付件数		6件
内訳	説明態勢に関するもの	2件
	対応姿勢に関するもの	3件
	事務ミスに関するもの	1件
	顧客都合に関するもの	0件

#### (4) お客さまの情報管理について

- ①当組合は、お客さまの情報について、これを適法かつ適切な手段で取得し、正当な理由なく、当組合がお客さまにご提示した利用目的の範囲を超えた取り扱いや外部への提供を行いません。
- ②当組合は、お客さまの情報の正確性の維持に努めるとともに、お客さまの情報への不正なアクセスや情報の流出等の防止のため、適切かつ十分な安全保護措置を講じます。

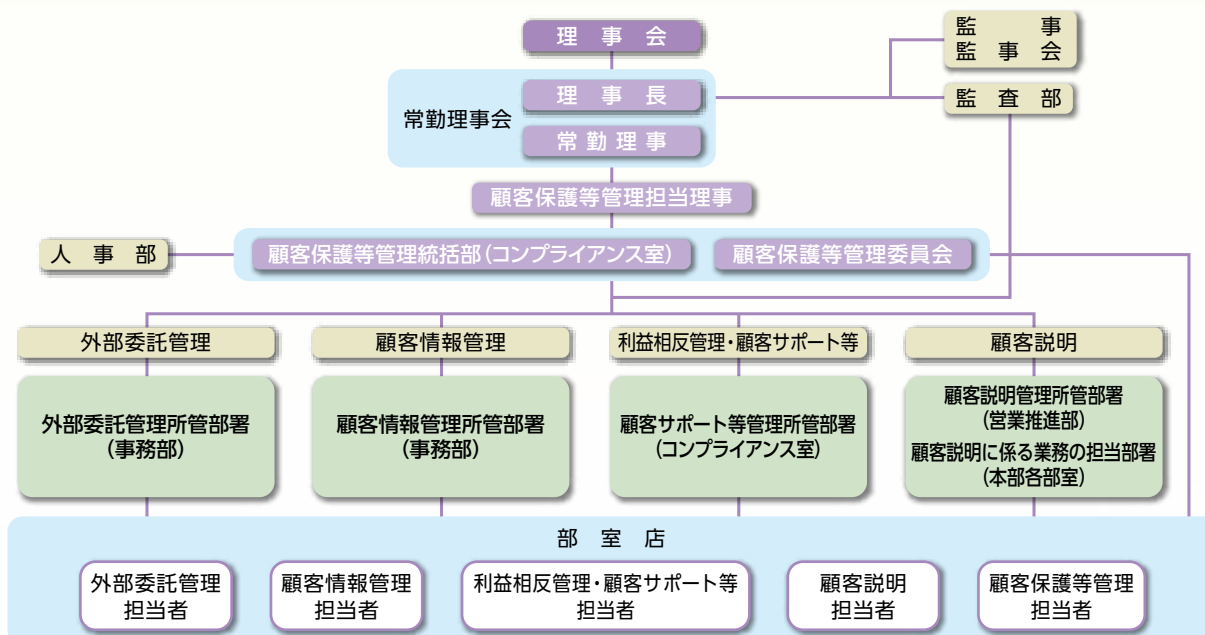
#### (5) 当組合の業務を外部委託する場合におけるお客さま情報の取り扱いやお客さまへの対応について

当組合がその業務を第三者に外部委託する場合においても、お客さまの情報およびお客さまへの対応が適切に行われるよう外部委託先を管理します。

#### (6) お客さまの利益が不当に害されないための利益相反管理について

当組合は、当組合とお客さまの間における利益相反のおそれのある取引に関し、法令等およびお客さま保護のための基本方針に従い、お客さまの利益が不当に害されることのないよう適切な利益相反管理措置を講じ、適正に業務を遂行します。

顧客保護等管理体制図



はじめに

地域を応援する  
取り組み

コンプライアンス等  
への取り組み

各種サービスの  
ご案内

ガバナンスの  
充実状況

資料編

## 苦情処理措置・紛争解決措置等の対応

当組合は、お客さまからの相談・苦情・紛争等（以下、「苦情等」といいます。）を営業店またはコンプライアンス室で受け付けております。

### 1. 当組合の苦情等の対応方針

当組合は、お客さまからの苦情等のお申し出について、以下のとおり金融 ADR 制度（裁判外紛争解決制度）も踏まえ、内部管理態勢等を整備して迅速・公平・適切な対応をはかり、もって当組合に対するお客さまの信頼性の向上に努めます。

- (1) お客さまからの苦情等については、営業店またはコンプライアンス室で受け付けます。
- (2) お申し出いただいた苦情等は、事情・事実関係を調査するとともに、必要に応じ関係部署との連携をはかり、公正・迅速・誠実に対応し解決に努めます。
- (3) 苦情等の受付・対応にあたっては、個人情報保護に関する法律やガイドライン等に沿い、適切に取り扱います。
- (4) お客さまからの苦情等のお申し出は、しんくみ相談所をはじめとする他の機関でも受け付けておりますので、内容やご要望等に応じて適切な機関をご紹介します、その標準的な手続き等の情報を提供します。
- (5) 紛争解決をはかるため、弁護士会が設置運営する仲裁センター等を利用することができます。その際はしんくみ相談所の規則等を遵守し解決に取り組みます。
- (6) 顧客サポート等に係る情報の集約、苦情等に対する対応の進捗状況および処理指示については、コンプライアンス室が一元的に管理します。
- (7) 反社会的勢力による苦情等を装った圧力に対しては、規程等に基づき、必要に応じ警察等関係機関と連携し、断固たる対応をとります。
- (8) 苦情等に対応するため、関連規程等に基づき、業務が運営されるよう組合内に周知徹底をはかります。
- (9) 苦情等の内容について分析し、発生原因を把握したうえで再発防止・未然防止に向けた取り組みを不断に行います。

※苦情等とは、当組合との取引に関する照会・相談・要望・苦情・紛争のいずれかに該当するものおよびこれらに準ずるものを行います。

### 2. 当組合への苦情等のお申し出先

「お取引店」または「コンプライアンス室」にお願いいたします。

コンプライアンス室

住 所：群馬県安中市原市 6 6 8-6

電話番号：フリーダイヤル 0800-800-4333

受付時間：午前 9 時～午後 5 時（土・日・祝日および金融機関の休日を除く）

※お取引店の電話番号は 29～30 ページをご覧ください。

### 3.苦情等のお申し出は当組合のほか、群馬地区しんくみ苦情等相談所・しんくみ相談所をはじめとする他の機関でも受け付けております（詳しくは、当組合コンプライアンス室へご相談ください）。

名 称	群馬地区しんくみ苦情等相談所	しんくみ相談所（一般社団法人 全国信用組合中央協会）
住 所	〒371-0026 前橋市大手町3-3-1（群馬県中小企業会館2階）	〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5（全国信用組合会館内）
電話番号	027-232-3120	03-3567-2456
受付日	毎週 月～金 （祝日および金融機関休業日を除く）	毎週 月～金 （祝日および金融機関休業日を除く）
受付時間	9:00～17:00	9:00～17:00

相談所は、公平・中立な立場でお申し出を伺い、お申し出のお客さまの理解を得たうえで、当該の信用組合に対して迅速な解決を要請します。

群馬弁護士会、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決をはかることも可能ですので、当組合の「コンプライアンス室」または「群馬地区しんくみ苦情等相談所」へお申し出ください。

また、お客さまが直接、仲裁センター等へ申し出ることも可能です。

なお、仲裁センター等では、群馬・東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続きを進める方法があります。

(1) 移管調停：群馬・東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。

例えば、埼玉弁護士会の仲裁センターに事件を移管し、以後、当該弁護士会の仲裁センターで手続きを進めることができます。

(2) 現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。

例えば、お客さまは群馬弁護士会の仲裁センターにお越しいただき、当該弁護士会の斡旋人とは面談で、東京の弁護士会の斡旋人とはテレビ会議システム等を通じてお話しいただくことにより、手続きを進めることができます。

※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。

名 称	群馬弁護士会 紛争解決センター	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター
住 所	〒371-0026 群馬県前橋市大手町 3-6-6	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3 弁護士会館6階	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3 弁護士会館11階	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3 弁護士会館9階
電話番号	027-234-9321	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受付日	月～金 （祝日・年末年始を除く）	月～金 （祝日・年末年始を除く）	月～金 （祝日・年末年始を除く）	月～金 （祝日・年末年始を除く）
受付時間	10:00～17:00	9:30～12:00 13:00～15:00	10:00～12:00 13:00～16:00	9:30～12:00 13:00～17:00

### ○保険窓販対応窓口

名 称	生命保険相談所 （一般社団法人生命保険協会）	そんぼ ADR センター東京 （一般社団法人日本損害保険協会）
住 所	〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-4-1	〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町2-105 ワテラスアネックス7階
電話番号	03-3286-2648	0570-022808 03-4332-5241
受付日時	9:00～17:00 （土・日、祝日、年末年始を除く）	9:15～17:00 （土・日、祝日、年末年始を除く）

# リスク管理への取り組み

## 1. 基本方針

金融の自由化・国際化等の進展により、金融機関業務はますます多様化・複雑化しております。

それに伴い信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスク（事務リスク、システムリスク、マネー・ローディング及びテロ資金供与リスク）など信用組合の抱えるリスクも増大し、信用組合の経営に影響を与えております。

そのため、各種リスクを把握・分析・管理し、健全経営を維持していくことは信用組合の経営上、不可欠なものとなっております。

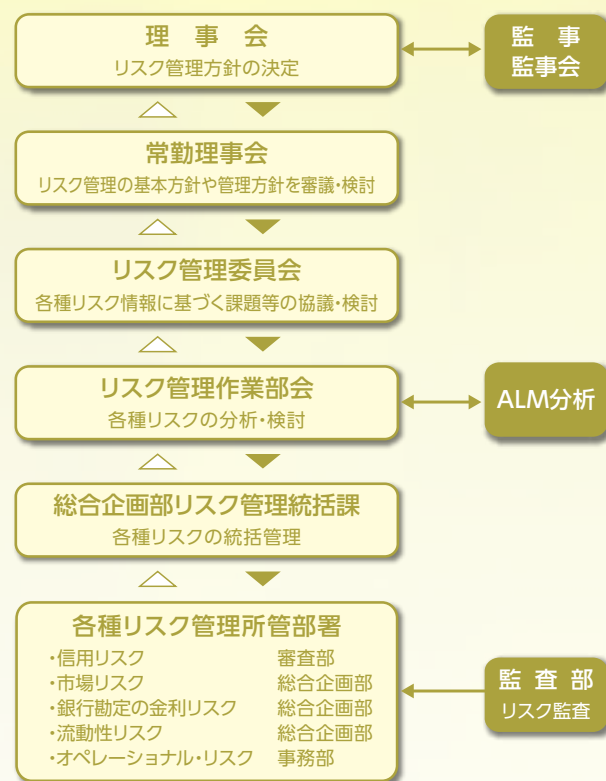
当組合は、リスク管理を最重要課題の1つとして認識し、「健全性の維持」と「適正な収益確保」の双方にバランスの取れた経営をめざしております。

## 2. リスク管理態勢

当組合は経営の基本方針に基づき、自己資本管理規程を制定し、健全経営に必要な自己資本を確保するとともに、経営戦略、業務の規模およびリスク特性等に応じて信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク等の各リスク管理態勢の整備を進めるために、統合的リスク管理規程を制定しております。

その中で、自己資本比率の算定に含まれないリスクも含め、各部門が内包する各種リスクを総体的に把握したうえで、統合的なリスクの評価、評価されたリスクのモニタリング、コントロールおよび削減等に取り組み、リスクに見合った質・量ともに十分な自己資本を維持していくための、自己管理型のリスク管理態勢の確立をめざしております。

リスク管理体制図



## 信用リスク

定義	取引先の経営悪化等により、貸出した資金の元本または利息の回収が不能となるリスクです。
方針・管理方法	(1) 与信に伴い発生する信用リスクを適切に管理するために信用リスク管理規程を制定し、与信の「事前審査」、「中間管理」、「債権保全」、「事後管理」を充実させることで資産管理の強化をはかることを基本方針としております。 (2) 与信業務について審査部門と推進部門を明確に分離させており、相互牽制が機能する態勢となっております。また個別の与信審査は営業店長権限以内の案件は各支店で審査を行い、営業店長権限を超える案件については審査部で審査を行っております。さらに総与信額が5千万円を超える取引先および要管理先等については、個別に明確な取り組み方針を定めて業況把握等に努めているほか、必要に応じて財務内容の健全化等に向けた支援を行っております。 (3) 信用リスクの評価については、厳格な資産の自己査定と査定結果に基づいた適正な評価に努めております。 (4) 貸出金関係の自己査定では、当組合が保有するすべての貸出資産を個別に判定し、回収の危険性や価値が毀損する可能性の度合いに応じて貸出先等を区分（債務者区分・分類区分）し、適正な貸倒償却・引当を実施しております。 (5) 自己査定は「資産の自己査定基準」に基づき、異なる部署で1次査定、2次査定を実施し、また貸倒償却・引当については「資産の償却・引当基準」に則り算定部署が算定しております。さらに、自己査定のプロセスや算定結果については監査部による監査のほか外部監査法人による監査を行っており、算定結果の適正性の検証にも努めております。 (6) 信用リスク管理状況についてはリスク管理委員会、常勤理事会および理事会に定期的に報告されており、経営陣が常に状況を把握しております。
信用リスク削減手法に関する方針および手続き	(1) リスク管理の観点から、信用リスクを軽減するために、取引先の状況によって不動産等の担保や信用保証協会保証による保全措置を講じる場合がありますが、これはあくまでも補完的措置であり、資金使途、回収財源、財務内容、取引先の定性情報等さまざまな角度から与信に関する判断を行っております。その結果、担保または保証が必要と判断した場合は、お客さまに対して十分な説明と理解をいただいたうえでご契約いただくなど、適切な取り扱いに努めております。 (2) 信用リスク削減手法として当組合が扱う主要な担保には預金・定期積金があり、担保に関する手続きについては組合が定める「預金担保貸出事務取扱いの運用について」に基づき、適切な事務取り扱いならびに適正な評価・管理を行っております。また、お客さまが期限の利益を失われた場合にはすべての与信取引の範囲において預金相殺等を行う場合がありますが、組合が定める「預金担保貸出事務取扱いの運用について」および「預金・定期積金担保差入証」の条項に基づいた適切な取り扱いを行っております。 (3) なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

## 市場リスク

定 義	価格変動リスクや為替リスク、有価証券の信用リスクなどさまざまな市場の変動により、保有する資産の価値が変動し損失を被るリスクです。
方針・管理方法	<p>(1) 債券や上場株式、投資信託に係るリスクについては、時価評価および VaR による予想最大損失額の計測によってリスクを把握し、当組合の抱える市場リスクの状況や、設定されたポジション枠およびリスク限度額の遵守状況を経営陣に報告するとともに、ストレステストなど複合的なリスクの分析結果も定期的にリスク管理委員会へ報告しております。</p> <p>(2) 株式関連商品への投資は、基本的には債券投資に係るリスクのヘッジ資産と位置づけており、ポートフォリオ全体のリスク・バランスに配慮した運用を心掛けております。なお、取引の執行にあたっては当組合が定める「市場リスク管理規程」、「市場リスク限度額等に関する基準」や「有価証券運用マニュアル」等に基づいた厳格な運用・管理を行っております。</p> <p>(3) 非上場株式、子会社・関連会社株式に関しては、財務諸表等を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。</p> <p>(4) なお、当該取引に係る会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。</p>

## 流動性リスク

定 義	財務内容の悪化等により必要な資金が確保できなくなり、資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）と、市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）です。
方針・管理方法	<p>(1) 資金繰りの状況・見通しおよび資金繰りに影響を及ぼす諸条件の変化を把握・管理することにより、経営基盤の安定性の向上をはかるとともに、平常時においても流動性リスクが顕在化したことを想定しての対応策を確立します。リスク管理方法については以下のとおりです。</p> <p>①資金繰り表による流動性資金量の把握 ②有価証券のうち処分可能額の把握 ③預け金の種別構成、満期構成の把握と適正な流動性枠の管理 ④系統を含む他金融機関からの借入れ可能額の把握 ⑤資金調達構成の定期的把握 ⑥預貸金の計画対実績管理 ⑦債券の信用格付の定期的把握 ⑧有価証券購入時の流動性（出来高、発行額、優先順位、仕組みの有無、担保の有無、公募・私募等）の把握</p>

## オペレーショナル・リスク

## 事務リスク

定 義	役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故、不正等により損失を被るリスクです。
方針・管理方法	<p>(1) 事務リスク管理の重要性に鑑み、事務処理における正確性の確保を重視し、手順・手続き・権限行使の厳正化、機械化・システム化による手作業事務処理の削減、現金・現物の管理態勢の強化、内部監査などによる牽制機能の確保、事務指導の充実などを通じて、事務リスクを軽減すべく対応をはかるとともに、お客さまからの信頼性の向上に努めております。</p> <p>(2) 「事務リスク管理規程」に基づき、事務管理に関する規程類を整備し、厳正・正確な事務処理が行えるよう万全の態勢を整えております。</p> <p>(3) 組合で定めた「リスク管理指標」により、端末操作のミスや異例処理等の発生状況を月次および時系列で捉え、リスクの所在を把握するとともに、その削減に努めております。</p> <p>(4) 監査部による定期的な監査の実施や営業店自ら実施する自店検査、および事務部による営業店指導などを通じて、内部牽制をはかりながら事務事故の防止や事務水準の向上に努めております。</p>

## システムリスク

定 義	コンピュータシステムの停止・誤作動、不正利用などにより、業務の遂行や顧客サービスの提供等に支障をきたしたり、その結果として損失を被るリスクです。
方針・管理方法	<p>(1) システムリスク管理の重要性を認識し、システムの安全稼働に万全を期して、コンピュータシステム障害などの発生を未然に防止するとともに、万一発生した場合の影響を極小化し早期の回復をはかるとともに、SKC センターバックアップシステムの利用、通信回線の二重化や障害訓練の実施など、必要な対策を講じております。</p> <p>(2) 「システムリスク管理規程」および「オペレーショナルリスク管理規程」に基づき、管理態勢、トラブル発生時の対応等を明確にし、安定した業務運営ができるよう、リスク管理態勢の強化に努めております。</p> <p>(3) オンラインシステムの運用・管理は、信組情報サービス株式会社が運営する「SKC センター」が行っております。同センターは現行システムがある千葉センターとは別に広島県にバックアップセンターを設置しており、万一の障害や災害が発生した場合には、損失を極小化できるよう安全対策を強化しております。さらに万一の事故発生に備え、コンティンジェンシー・プランを策定するなど被害の極小化に努めております。</p>

## マネー・ローndリング及びテロ資金供与リスク

定 義	犯罪などにより得た資金を、預金口座間を移動させることによりその出所を隠蔽しようとする行為（マネー・ローndリング）や、テロリズムを行うための資金をテロリストに提供する行為（テロ資金供与）により、損失を被るリスクです。
方針・管理方法	<p>(1) 当組合が提供する商品・サービス、取引形態やお客さま属性等に応じたマネー・ローndリング及びテロ資金供与リスク（以下、「マネロン等リスク」）を特定、評価し、それらの取引商品・サービスやお客さま属性を類型化した上で、マネロン等リスクの低減措置を講じております。</p> <p>(2) 「マネー・ローndリング及びテロ資金供与対策に係る基本規程」および「マネー・ローndリング及びテロ資金供与対策要領」に基づき、管理方法等を明確にして、マネロン等リスクの管理態勢の強化に努めております。</p>

# 業務のご案内 (令和4年6月30日現在)

## 預金商品のご案内

種類	内容と特長	期間	お預け入れ額等	
総合口座	普通預金、定期預金、定期積金、当座貸越をセット。受け取る、支払う、貯める、借りるが1冊の通帳でOK。家計簿がわりの頼もしい口座です。	普通預金はいつでも出し入れ自由	普通預金は1円以上 定期預金は1,000円以上 自動継続扱い	
貯蓄預金「わくわく家族」	普通預金の手軽さと定期預金の有利さを兼ね備えた預金です。お預け入れ金額に応じ金利が設定される便利でお得な預金です。	いつでも出し入れ自由	基準残高10万円以上	
定期預金	スーパー定期預金	まとまった資金をより有利に運用していただけます。お預け入れ期間中の適用金利は満期日まで変わりませんので、安心・確実です。	1ヵ月、3ヵ月、6ヵ月、1年、2年、3年、4年、5年、満期日指定型	1,000円以上
	大口定期預金	スーパー定期預金からのランクアップに、退職金等の一時金、各種預貯金をまとめて運用するときに最適です。安全で確実な資金運用商品です。	1ヵ月、3ヵ月、6ヵ月、1年、2年、3年、4年、5年、満期日指定型	1,000万円以上
	期日指定定期預金	お預け入れ期間は最長3年。1年の据え置き期間後は満期日をご自由指定し、必要額を払い出しできます。しかも1年複利。お手元の資金をお気軽に有利に運用できます。	3年 (据置期間1年)	1,000円以上 300万円未満
	変動金利定期預金	お預け入れ期間中に適用金利が市場金利に合わせて変動する金利変動型の定期預金です。先行き金利が上昇すると見込まれる場合が有利です。	1年、2年、3年 満期日指定型	1,000円以上
	まるまる定期預金	6ヵ月経過後はいつでも払い出し自由。半年複利で有利に運用できます。	最長5年 (据置期間6ヵ月)	1,000円以上 1,000万円未満
定期積金	貯蓄をはじめ、旅行費用や税金の支払いなどに備えて始めてみませんか。	6ヵ月以上5年以内	1,000円以上	
100万円積金	100万円積金	貯めたい目的は何ですか。夢の実現へ向かってマイペースな計画で始めましょう。	1年、2年、3年、4年、5年	3年 28,000円 5年 17,000円
	ラブ積金	当組合の組合員（個人の方）がご契約できる生命共済付の定期積金です。ご家族の安心と大きな財産づくりに役立ちます。	5年	5,000円コース 10,000円コース
	とらの子積金	月々に一定の額を積み立て、ボーナス月（年2回）に増額できるので、大きな財産づくりに最適です。	2年、3年、4年、5年	10,000円コース 20,000円コース 30,000円コース
当座預金	商取引に安全で便利な手形、小切手をご利用いただけます。	出し入れ自由	1円以上	
普通預金	日常の出し入れをはじめ給与、配当金、年金の自動受け取り、公共料金の自動支払いなどにご利用いただけます。お引き出しはキャッシュカードが便利です。	出し入れ自由	1円以上	
無利息型普通預金	預金保険制度により、全額保護される預金です。利息はつきませんが、普通預金と同様にご利用いただけます。	出し入れ自由	1円以上	
通知預金	まとまった資金の短期運用に最適です。	7日以上	1,000円以上	
納税準備預金	計画的な納税資金にご利用ください。利息は非課税です。	ご入金はいつでもお引き出しは納税時	1円以上	

(注) 1. 上記の他、別段預金を取り扱っております。  
2. 外貨預金、譲渡性預金は取り扱っておりません。

## 主な個人向けご融資・ローン等のご案内

種類	特徴・お使いみち	ご融資金額	ご融資期間	ご返済方法
住宅ローン 「新・家族の安心」	住宅の新築と増改築、住宅用土地、建物購入など幅広くご利用いただけます。また、ライフステージに合わせ元金据置（お利息のみ返済）期間が設定できます。	50万円以上 5,000万円以内	最長 40年以内	元利均等返済 ボーナス時増額返済併用可
住まいのいちばん ネクストV	マイホームの新築やご購入資金、住宅のリフォーム資金、住宅に関わる諸費用資金にご利用いただけます。	100万円以上 1億円以内	最長 35年（月単位）	毎月均等返済（元利・元金） ボーナス時増額返済併用可
フリーローン「チョイス」・ 「チョイス」(WEB完結型)	お使いみちはご自由。（事業資金は除きます）インターネットでお申込みされた場合は、特典がございます。	10万円以上 500万円以内 （1万円単位） （WEB完結型は300万円以内）	6ヵ月以上 10年以内	元利均等返済 ボーナス時増額返済併用可
けんしんよう フリーローン「ふれあい」	お使いみちはご自由。お借換やおまとめにもご利用いただけます。（パターン5は女性専用商品で、事業資金にもお使いいただけます。パターン6は当組合住宅ローン利用者さまへの限定商品です）	10万円以上 500万円以内 （1万円単位） （パターン2,3,4,5は300万円以内、パターン6は1,000万円以内）	6ヵ月以上 10年以内 （パターン2,3,4は7年以内、パターン6は住宅ローン完済時まで）	元利均等返済 ボーナス時増額返済併用可
奨学ローン	本人、子弟の奨学に伴う学資金等にご利用いただけます。インターネットでお申込みされた場合は、特典がございます。	10万円以上 1,000万円以内 （1万円単位） （500万円超は医学部、歯学部、薬学部に限定）	15年以内 （元金据置可）	元利均等返済 ボーナス時増額返済併用可
カーライフローン	車両本体および自動車関連用品購入資金等にご利用いただけます。インターネットでお申込みされた場合は、特典がございます。	10万円以上 500万円以内 （1万円単位）	10年以内 （元金据置可）	元利均等返済 ボーナス時増額返済併用可
すきっとローン	住宅関連資金（リフォーム資金など）に既存のローンやクレジット等をおまとめして一本化できるローンです。	10万円以上 1,000万円以内 （1万円単位）	最長で完済時年齢が 70歳以下の期間	元利均等返済 ボーナス時増額返済併用可
カードローン 「アラカルト」	お使いみちはご自由。（事業資金は除きます）インターネットでお申込みされた場合は、特典がございます。	30万円から 800万円までの 12種類	1年（自動更新）	定額返済 随時返済可

(注) 1. 上記の他、手形貸付、証書貸付をご利用いただけます。 2. 上記商品以外にも、さまざまな商品をご用意しております。

## 主な事業者向けご融資のご案内

種類	特徴・お使いみち	ご融資金額	ご融資期間	ご返済方法
しんくみビジネスローン	事業資金（運転資金・設備資金）にご利用いただけます。（保証会社の保証をご利用いただけます）	個人 50万円以上 500万円以内 （白色申告者は200万円以内） 法人 50万円以上 1,000万円以内 （1万円単位）	5年以内	元金均等返済
事業専用当座貸越	事業経営に必要な資金をご契約限度内いつでも何度でもご利用いただける早くて便利な商品です。	500万円以上 1億円以内 （10万円単位）	1年以内 （期間延長可）	随時返済
けんしんよう パートナー保証	運転資金、設備資金および既往債務のお借換にご利用いただけます。（保証協会との協調融資となります）	5,000万円以内 既往債務のお借換を除く 運転資金の場合は、平均 月商の2倍以内	10年以内 （元金据置1年以内可）	元金均等返済
チカラあわせる 起業家資金	新たに事業を始める方、または事業開始後1年以内の方がご利用いただけます。（日本政策金融公庫との協調融資となります）	合計 2,000万円以内 【内訳】 当組合、日本政策金融公庫それぞれ1,000万円以内	運転資金 7年以内 設備資金 15年以内 （元金据置1年以内可）	元金均等返済 （設備資金は元利均等返済可）
けんしんよう創業資金 「ベンチャー」	創業期（3年以内）に必要な事業性資金（運転・設備）についてご利用いただけます。	1,000万円以内	運転資金 7年以内 設備資金 15年以内 （元金据置1年以内可）	元金均等返済
けんしんよう 「スリーアップ」	当組合とご融資取引のない事業者の方に対し、「売上高」「収益力」「資金調達力」の3点を押し上げるお手伝いをさせていただく商品です。	10万円以上 500万円以内 （10万円単位）	証書貸付 …最長7年以内 手形貸付 …1年以内	証書貸付…元金均等返済 手形貸付…一括返済
フレンドシップ資金	当組合と日本政策金融公庫が連携し、お客さまの事業特性や資金ニーズに対応する協調融資商品です。事業を3年以上続けられている方がご利用いただけます。	合計 2,000万円以内 【内訳】 当組合、日本政策金融公庫それぞれ1,000万円以内	運転資金 7年以内 （元金据置1年以内可） 設備資金 15年以内 （元金据置2年以内可）	元金均等返済 （設備資金は元利均等返済可）

(注) 1. 上記の他、割引手形、手形貸付、証書貸付をご利用いただけます。 2. 上記商品以外にも、さまざまな商品をご用意しております。

## 主な制度融資のご案内

制度の名称	制度内容	ご利用条件等
小口資金	市町村との提携資金で、工場などの増改築や機械購入等の設備資金、諸経費支払いなどの運転資金にご利用いただけます。	中小企業者（個人・会社）、中小企業団体
小規模企業事業資金	工場や店舗の増改築、機械器具の購入などの設備資金や、仕入れや諸経費支払いなどの運転資金にご利用いただけます。	①従業員が20人（商業・サービス業は5人）以下の個人・会社 ②事業協同小組合等の小規模中小企業団体
新型コロナウイルス感染症対策資金	新型コロナウイルス感染症の影響を受けている方を支援する資金です。	一定の要件に該当する中小事業者（個人・会社）
経営サポート資金	売上高の減少や取引先の倒産および取引条件悪化等による運転資金にご利用いただけます。また、著しい事業変化を原因として売上が大幅に減少している方についてもご利用いただけます。	中小企業者（個人・会社）、中小企業団体
緊急経営改善資金	過去に借入れた県制度融資を借換えることにより、月々の返済負担を軽減し、売上げの減少等の影響を受ける中小企業者等の経営の安定をはかるための資金です。	県制度融資の既往債務の借換えを希望する中小企業者等
経営力強化アシスト資金	金融機関や認定経営革新等支援機関の支援を受け、経営改善に取り組む県内中小企業者を金融面から支援する資金です。	中小企業者（個人・会社）
創業者・再チャレンジ支援資金	新たに事業を始める、または再起業を行おうとする中小企業者を支援する資金です。	新たに事業を始めようとする方、または創業後5年未満で一定の要件に該当する中小企業者（個人または会社）
中小企業パワーアップ資金	「経営革新計画」等の計画承認等を受けた方、ニューノーマル・SDGs等に関する積極的な事業を展開したい方で、その計画を実施するための資金にご利用いただけます。	一定の要件に該当する中小企業者または中小企業団体

## 為替、収納業務のご案内

種 類	内 容
国庫金の取り扱い	日本銀行の歳入復代理店および取次店として歳入金や国税などの収納と公的年金等の受け取りをお取り扱いしております。
内国為替	全国どこかの金融機関へでもスピーディーにお振込みができ、どこからでも手形や小切手のお取立てができます。

## 窓口販売業務のご案内

種 類	内 容	
国債	一般国債	長期利付国庫債券の窓口販売をお取り扱いしております。
	個人向け国債	1万円からご購入いただけます。しかも固定金利3年・5年と変動金利10年が選べ、中途での換金も可能な国債です。
投資信託	資産運用プランにお応えるため、投資信託の販売をお取り扱いしております。	
損害保険	当組合の住宅ローンをご利用いただくお客さま向けに、長期火災保険（しんくみ安心マイホーム）や病気やケガで働けなくなった期間のローン返済をサポートする債務返済支援保険（しんくみ安心サポート、しんくみ8大サポート）をお取り扱いしております。	
しんくみ相続信託	お客さまが生前に信託を設定し、お亡くなりになったときに相続人の方が複雑な手続きをすることなく、スムーズに金銭を受け取ることができる信託商品の販売をお取り扱いしております。	



## 各種サービスのご案内

種 類	内 容
キャッシュサービス	当組合の本支店はもちろん、日本全国の提携金融機関およびゆうちょ銀行・セブン銀行・ビューカード ATM で当組合のキャッシュカードをご利用いただけます。土・日・祝日も現金のお引き出しやお預け入れができます。
ジェイデビットカード	ジェイデビットマークのある加盟店なら当組合のキャッシュカードがそのままデビットカードとしてご利用いただけます。買物代金支払いの際、専用端末にカードを通して暗証番号を押すだけで預金口座から即日引落としとなります。(手数料不要) また、キャッシュアウトマークのある加盟店では、現金を引き出すことができます。
しんくみお得ねっとサービス	全国各地にある信用組合の自動機 (CD・ATM) で平日 8:45～18:00、土曜日 9:00～14:00 のお引出し手数料が無料となるサービスです。(提携信用組合間のみ)
セブン銀行	全国のセブン-イレブンやイトーヨーカドーに設置のセブン銀行 ATM で、「お引出し」「お預入れ」等がご利用いただけます。
ATM通帳記帳提携サービス	当組合の通帳が全国の信用組合(一部の信用組合を除く)の ATM で記帳できるサービスです。(新しい通帳への繰越は不可)
ATM 通帳磁気ストライプ復元サービス	お客さまの通帳の磁気ストライプが消磁(磁気が消滅)して、ATM で読み込めなくなった時に、ATM にてお客さま自身で通帳の磁気ストライプを復元することができるサービスです。
「BankPay」決済サービス	「BankPay」決済サービスとは、キャッシュレス決済のひとつで、BankPay 加盟店の店舗で表示された QR コードをアプリで読み取ることで、お客さまの預金口座からお買い物やご飲食時のお支払代金を即時にお引き落としする決済サービスです。
QR・バーコード決済サービス	QR・バーコード決済サービスとは、キャッシュレス決済のひとつで、各事業者が提供するスマートフォンの専用アプリを使用して、お客さまの預金口座からお金をチャージし、買い物等のお支払い時に QR コードやバーコードを使って決済するサービスです。
インターネットバンキング	インターネットバンキングをお使いになれば、窓口に向かなくてもお振込みや、口座の残高照会、入金明細照会等がご利用いただけます。なお照会サービスは無料でご利用になれます。
法人向けインターネットバンキング	インターネットを利用してお客さまの会社のパソコンから、口座の残高照会や入金明細照会、総合振込・給与振込、でんさいネット等がご利用いただけます。なお、でんさいネットのご利用には、別途申込みが必要になります。
ページー(料金振込サービス)	インターネットバンキングを利用して、スマートフォンやパソコンなどから税金、公共料金、通信販売等のお支払いができるサービスです。
でんさいネット	全国銀行協会が設立した全銀電子債権ネットワーク(通称:でんさいネット)です。「でんさい」は手形に代わる新たな決済手段で電子記録債権のお受取り、発生記録、譲渡記録がご利用できるサービスです。
各種自動受取	給与・年金・配当金などが自動的にご指定の口座へ振込まれますので便利で安心です。
各種自動支払	電気・ガス・水道・電話・NHK などの公共料金のほか、税金・学校授業料・保険料・クレジットなどが自動的にご指定の口座から支払われますので便利で安心です。
貸金庫	貴重品を貸金庫で安全に保管し、盗難・災害などの不慮の事故からお守りいたします。原市支店・磯部支店・板鼻支店・富岡支店には、専用のカードで自由にご利用いただける「全自動貸金庫」を設置しております。
夜間金庫	当組合の営業時間終了後においても、売上金などをお預かりし、ご指定の預金口座に入金いたします。
年金倶楽部「青春」	年金をお受け取りの方およびそのご家族のための、健康や介護に関する電話相談を無料でご利用いただけます。
情報サービス	広報誌「Shin」やホームページなどを通して、身近な話題や金融情報を提供しております。

## その他の業務のご案内

種 類	内 容
有価証券投資業務	預金の支払準備および資金運用のため、国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。
商品有価証券売買業務	取り扱っておりません。
社債受託及び登録業務	取り扱っておりません。
金融先物取引等の受託等業務	取り扱っておりません。

## 附帯業務(以下の業務を取り扱っております)

内 容	
債務の保証業務	
有価証券の貸付業務	
国債等の引受け及び引受け国債等の募集の取扱業務	
代理業務	①全国信用協同組合連合会、(株)日本政策金融公庫、(株)商工組合中央金庫、(独)住宅金融支援機構、(独)福祉医療機構等の代理貸付業務 ②(独)勤労者退職金共済機構等の代理店業務 ③日本銀行の歳入復代理店業務
地方公共団体の公金取扱業務	
株式払込金の受入代理業務及び株式配当金の支払代理業務	
保護預かり及び貸金庫業務	

# 各種手数料のご案内 (令和4年6月30日現在)

内国為替手数料(1件につき)

※手数料金額には消費税が含まれています。

## 振込手数料

種 類	お取り扱い 金額	窓口利用		ATM利用			インターネットバンキング	
				キャッシュカード利用		現金	組合員	組合員以外
		組合員	組合員以外	組合員	組合員以外			
当組合同一店内宛	5万円未満	220円	330円	無料(注)	110円	110円	無料	無料
	5万円以上	440円	550円	無料(注)	330円	330円	無料	無料
当組合本支店宛	5万円未満	220円	330円	無料	110円	110円	無料	110円
	5万円以上	440円	550円	無料	330円	330円	無料	220円
他行宛	5万円未満	550円	660円	440円	550円	550円	160円	270円
	5万円以上	770円	880円	550円	660円	660円	330円	440円

(注) キャッシュカードを発行した店舗へのお振込みが該当します。

## 代金取立手数料

種 類	金 額	
当組合同一店内宛	無料	
当組合本支店宛	220円	
群馬中央手形交換所地域内他行宛	440円	
他行宛	至急扱	1,100円
	普通扱	880円

## 証明書手数料(1通につき)

種 類	金 額		
残高証明書発行手数料	当組合の書式	550円	
	お客さま指定の書式	1,100円	
融資証明書発行手数料	住宅取得の場合	11,000円	
	上記以外	5千万円未満	11,000円
		5千万円以上	22,000円
利息支払証明書発行手数料	550円		
各種公的資金に係る利子補給金の支払証明書	550円		
経過利息証明書発行手数料	1,100円		

## 再発行手数料(1件につき)

種 類	金 額
通帳・証書再発行手数料	1,100円
キャッシュカード再発行手数料	1,100円
ICキャッシュカード再発行手数料	1,100円
ローンカード再発行手数料	1,100円
事業者ローンカード再発行手数料	1,100円

## ATMご利用手数料(※)

	平日			土曜日			日曜日・祝日
	8:00~8:45	8:45~18:00	18:00~21:00	8:00~9:00	9:00~14:00	14:00~21:00	8:00~21:00
当組合カード	無料	無料	無料	無料	無料	無料	110円
県内信用組合 群馬銀行 カード	110円	無料	110円	110円	110円	110円	110円
他行カード	220円	110円	220円	220円	220円	220円	220円
キャッシングサービス	無料	無料	110円	110円	無料	110円	110円

※「しんくみお得ねっと」サービス提携信用組合カードは平日(8:45~18:00)、土曜日(9:00~14:00)のお引出し手数料が無料になります。

## セブン銀行・ゆうちょ銀行・ビューカードATMご利用手数料(当組合カードでご利用の場合)

	平日			土曜日			日曜日・祝日
	0:00~8:45	8:45~18:00	18:00~24:00	0:00~9:00	9:00~14:00	14:00~24:00	0:00~24:00
セブン銀行	110円	無料	110円	110円	無料	110円	110円
ゆうちょ銀行	220円	110円	220円	220円	110円	220円	220円
ビューカード	220円	110円	220円	220円	220円	220円	220円

## その他手数料

種 類	金 額
振込・送金組戻料	880円
取束手形組戻料	880円
取束手形店頭呈示料	880円
不渡手形返却料	880円

## 当座勘定手数料

種 類	金 額
自己宛小切手発行手数料(1枚)	550円
小切手用紙発行手数料(1冊50枚)	2,200円
約束手形用紙発行手数料(1冊50枚)	2,200円

## その他の手数料(1件につき)

種 類	金 額	
貸金庫使用料(タイプ別)(年額)	5,940円~ 8,580円	
全自動貸金庫使用料(タイプ別)(年額)	12,540円~ 20,460円	
夜間金庫使用料(年額)	39,600円	
両替手数料	101枚~1,000枚	330円
	1,001枚~2,000枚	660円
	2,001枚以上	1,000枚ごとに330円加算
硬貨入金手数料	501枚~1,000枚	330円
	1,001枚~2,000枚	660円
金種指定払戻手数料	2,001枚以上	1,000枚ごとに330円加算
	101枚~1,000枚	330円
	1,001枚~2,000枚	660円
	2,001枚以上	1,000枚ごとに330円加算

# 群馬県信用組合の概要 (令和4年7月1日現在)

## 事業内容

預金業務、貸出業務、為替業務  
 国・地方公共団体・  
 会社等の金銭の収納業務  
 各種業務の代理または媒介業務  
 国債・投資信託・  
 保険商品の窓口販売業務

## 役員一覧

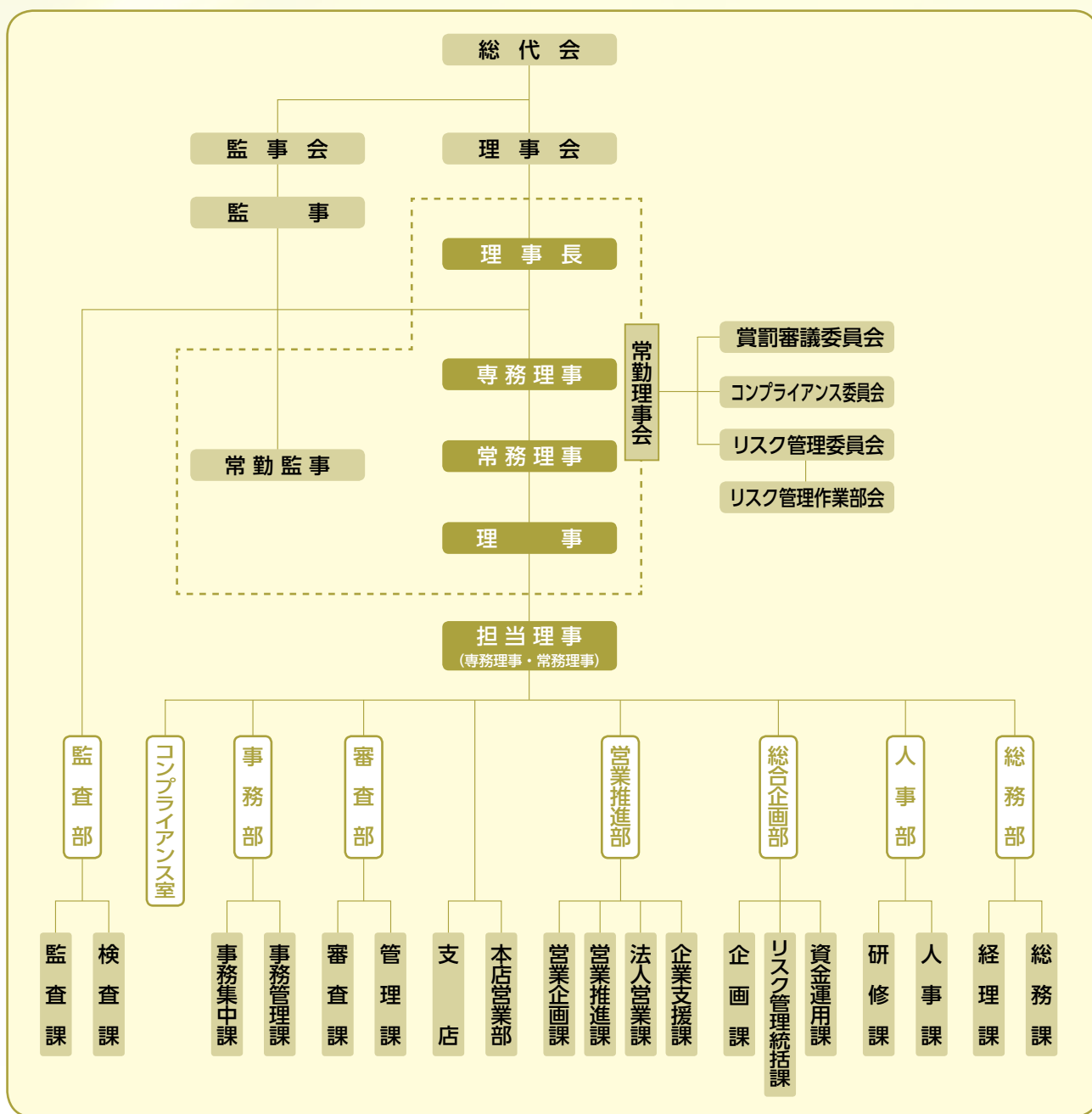
理事長	新野 正行	理事	半田 岳(※)
専務理事	五十嵐 公	理事	大竹 良明(※)
常務理事	石原 透	常勤監事	峰 浩
常務理事	井上 均	監事	五十嵐 修(※)
常勤理事 総合企画部長	栗原 正浩	員外監事	田島 龍一(※)
理事	松井 徹郎(※)		

## 会計監査人の氏名または名称

EY新日本有限責任監査法人

(注) 当組合は、職員出身者以外の理事3名および監事2名(※)の経営参画により、ガバナンスの向上や、組合員の多面的な意見の反映に努めております。

## 組織図



はじめに

地域を心援する  
 取り組み

コンプライアンス等  
 への取り組み

各種サービスの  
 ご案内

ガバナンスの  
 充実状況

資料編

# 組合員と総代会制度

## 1. 組合員

信用組合は、組合員の相互扶助の精神を基本理念に、組合員一人一人の意見を尊重し、金融活動を通じて組合員の経済的地位の向上をはかることを目的に設立された協同組織金融機関です。

組合員になることができるのは、当組合が営業する地区にお住まいかお勤めの皆さま、小規模の事業者の皆さまなどですが、従業員数が300名以上など一定規模を超える事業者の方は組合員になることはできません。

これは中小規模の事業者の皆さまの公正な経済活動の機会を確保し、その経済的地位の向上をはかることを目的とした法律によるものです。

組合員になる場合、一口1,000円以上の出資金が必要となります。

当組合は、この出資金を基本に、組合員の皆さまや地域の皆さまからお預かりした預金を原資として金融事業を行っております。

## 2. 総代会の仕組み（役割）

信用組合には、組合員の総意により組合の意思を決定する機関である「総会」が設けられており、組合員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権および選挙権を持ち、総会を通じて信用組合の経営等に参加することができます。

しかし、当組合の組合員は41,802名（令和4年3月末）と多く、総会の開催が困難なため、中小企業等協同組合法および定款の定めるところにより「総代会」を設置しております。

総代会は、総会と同様に組合員一人一人の意思が信用組合の経営に反映されるよう、組合員の中から適切な手続きにより選出された総代により運営され、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保しております。

また、総代会は、当組合の最高意思決定機関であり、決算や事業活動等の報告が行われるとともに、剰余金処分、事業計画の承認、定款変更、理事・監事の選任など、当組合の重要事項に関する審議、決議が行われます。

総代は、組合員の代表として、総代会を通じて組合員の信用組合に対する意見や要望を信用組合の経営に反映させる役割を担っております。

## 3. 総代の選出方法、任期、定数

総代は、総代会での意思決定が広く組合員の意思を反映し適切に行われるよう、組合員の幅広い層の中から、定款および総代選挙規程に基づき、公正な手続きを経て選出されます。

### (1) 総代の選出方法

総代は組合員であることが前提であり、総代選挙規程に則り、各選挙区毎に自ら立候補した方もしくは組合員から推薦された方の中から、その選挙区に属する組合員により、公平に選挙を行い選出されます。

なお、総代候補者の数が当該選挙区における総代定数を超えない場合は、その候補者を当選者として投票は行っておりません。

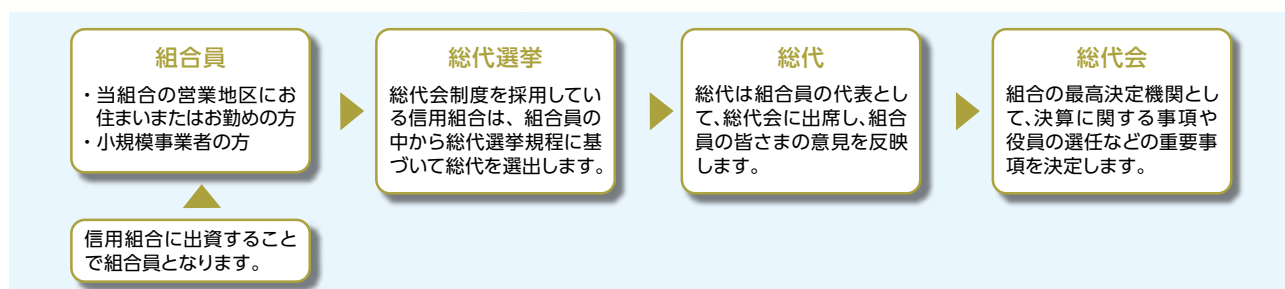
### (2) 総代の任期と定数

総代の任期は3年となっております。なお、当組合は選挙区を5つの区に分け、総代の選出を行っております。

総代の定数は、100名以上120名以内です。選挙区別の定数は、選挙区の組合員数と総組合員の按分比により算出しております。

第一区	下仁田支店、南牧支店、西牧支店、南蛇井支店、妙義支店の営業区域
第二区	富岡支店、甘楽町支店、一の宮支店、吉井支店の営業区域
第三区	松井田支店、横川支店、磯部支店の営業区域
第四区	本店営業部、安中支店、原市支店、板鼻支店の営業区域
第五区	高崎西支店、高崎支店、八幡支店、高崎山名支店、高崎貝沢支店、榛名町支店の営業区域

## 組合員と総代会制度



## 組合員の皆さまへの特典

1. 当組合本支店や他行へのお振込手数料（キャッシュカードによる ATM 振込みを含む）が割安となります。
2. インターネットバンキングの月額基本料金（個人向けのみ）およびお振込手数料が割安となります。
3. 目的別個人ローン（マイカーローンなど）をご利用時に、お取引に応じて特典がございます。

## 4. 第 35 回通常総代会の目的事項

令和 4 年 6 月 24 日に第 35 回通常総代会を開催し、次の報告事項ならびに決議事項が付議され、原案のとおり可決承認されました。

### (1) 報告事項

第 34 期（令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで）  
事業報告、貸借対照表及び損益計算書の報告について

### (2) 決議事項

- 第 1 号議案 第 34 期剰余金処分案承認の件  
第 2 号議案 第 35 期（令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで）  
事業計画及び収支予算案承認の件  
第 3 号議案 定款条文一部変更に関する件  
第 4 号議案 組合員の除名に関する件



通常総代会の様子

## 5. 総代の皆さま（総代数 119 名／令和 4 年 6 月 24 日現在）

選挙区	営業区域	総代の方の氏名（50 音順：敬称略）
第一区 総代定数 21 名 総代数 21 名	下仁田支店 南牧支店 西牧支店 南蛇井支店 妙義支店	相川愛一郎⑥ 飯野良一③ 五十嵐修① 市川治① 岩井幸夫④ 岡野弘⑩ 荻野勝美⑤ 小沢明① 小井玉元章④ 小井玉文雄⑤ 小林徹⑤ 佐藤文夫⑤ 相馬正③ 田村裕一郎① 千野栄治⑥ 土屋重夫⑥ 古市敏之① 水澤隆① 諸星和夫④ 矢野英明④ 横尾栄一⑥
第二区 総代定数 31 名 総代数 30 名	富岡支店 甘楽町支店 一の宮支店 吉井支店	新井和成④ 新井昭三⑥ 飯塚茂雄⑧ 市川悦老⑨ 大野勝巳④ 木村幸夫⑤ 小林夏夫⑤ 小間信明⑥ 齋藤義雄⑪ 佐藤克佳③ 嶋田光一④ 高田孝之⑫ 高橋伸二⑦ 田口慎一郎⑤ 竹内道夫⑩ 武田泰重④ 津田賢造⑦ 富田鶴次⑦ 富田昭仁① 内藤健次① 中野行伸⑥ 中村勝美⑤ 永井英夫③ 平野善久① 廣木健人④ 星野正夫⑫ 松井徹郎⑤ 矢嶋征夫⑫ 山田利和⑥ 湯浅守男⑫
第三区 総代定数 16 名 総代数 16 名	松井田支店 横川支店 磯部支店	飯沼初⑧ 上原有一⑤ 小黑雅史⑥ 木内誠④ 小坂橋公治⑨ 櫻井太作⑤ 佐藤充⑥ 佐藤洋介② 杉山壽③ 竹田紀文① 多胡徳造④ 土屋博④ 新津勇⑫ 儘田昌吾⑥ 茂木右源太④ 吉田毅⑤
第四区 総代定数 26 名 総代数 26 名	本店営業部 安中市支店 原市支店 板鼻支店	秋山佳一郎⑥ 新井祥文① 内田穂積⑫ 大河原正⑫ 大竹将尋③ 大手正明⑥ 小川浩伸① 小坂橋一正⑤ 小森谷武⑦ 佐藤英樹③ 静朋人④ 武井宏① 武田心一③ 田中京三⑦ 田中秀宗⑤ 戸田美孝⑤ 中島直樹⑧ 中島松之輔⑫ 野口政喜⑤ 半田岳⑨ 半田充⑤ 氷見実⑤ 松江勇⑥ 松本立家⑨ 丸山忍⑤ 湯浅康毅①
第五区 総代定数 26 名 総代数 26 名	高崎西支店 高崎支店 八幡支店 高崎山名支店 高崎貝沢支店 榛名町支店	浅見知一⑦ 新井利實⑨ 飯島哲⑫ 植松和行⑦ 大竹良明② 織田秀雄⑥ 木村隆志④ 佐藤真② 清水邦宏⑤ 須藤敏基⑤ 善如寺雅夫⑫ 竹内健一⑥ 武田博道⑦ 富所義則③ 廣神新司⑦ 星野宣行② 本田誠① 松田攻⑦ 松本巧③ 宮義秀⑦ 宮嶋正④ 守口謙二② 紋谷直兄⑫ 横田今朝夫⑤ 吉本武夫① 依田昭之⑦
合計 総代定数 120 名 総代数 119 名		【総代の年代別構成比】 30 代以下 1%、40 代 2%、50 代 13%、60 代 28%、70 代 39%、80 代以上 17% 【総代の職業別構成比】 法人役員 75%、個人事業主 16%、会社員 2%、農業 2%、個人 5%

(注) 氏名の後に就任回数を記載しております（昭和 63 年 4 月 群馬県信用組合発足以降の回数）。

はじめに

地域を心援する  
取り組み

コンプライアンス等  
への取り組み

各種サービスの  
ご案内

ガバナンスの  
充実状況

資料編

# 店舗のご案内



ATM 設置状況

区分	台数
店舗内	22台
店舗外	10台
計	32台

- (注) 1. 令和2年5月7日より、④横川支店は①松井田支店内に移転し、営業を開始いたしました。  
 2. 令和2年7月13日より、⑥磯部支店は③原市支店内に、⑩南蛇井支店および⑳妙義支店は㉓一の宮支店内に移転し、営業を開始いたしました。  
 3. 令和2年10月12日より、⑦高崎西支店は⑨八幡支店内に移転し、営業を開始いたしました。  
 4. 令和2年10月19日より、⑫南牧支店および⑬西牧支店は⑪下仁田支店内に移転し、営業を開始いたしました。

店番	店名	電話番号	所在地	ATM ご利用時間	
				平日	土日祝
<b>安中・松井田エリア</b>					
001	① 松井田支店	027-393-1133	〒379-0222 安中市松井田町松井田 400-2	8:00~21:00 (※)	
002	② 安中支店	027-382-1246	〒379-0116 安中市安中 3-16-8	8:00~21:00 (※)	
003	③ 原市支店	027-385-6508	〒379-0133 安中市原市 2-8-1	8:00~21:00 (※)	
004	④ 横川支店	027-395-3111	〒379-0222 安中市松井田町松井田 400-2	8:00~21:00 (※)	
005	⑤ 板鼻支店	027-382-2780	〒379-0111 安中市板鼻 2103-10	8:00~21:00 (※)	
006	⑥ 磯部支店	027-385-5611	〒379-0133 安中市原市 2-8-1	8:00~21:00 (※)	
020	⑳ 本店営業部	027-382-6939	〒379-0193 安中市原市 668-6	8:00~21:00 (※)	

夜間金庫 貸金庫  
 夜間金庫 貸金庫  
 貸金庫

(令和4年6月30日現在)

店番	店名	電話番号	所在地	ATMご利用時間		
				平日	土日祝	
<b>高崎エリア</b>						
007	7 高崎西支店	027-323-2443	〒370-0883 高崎市剣崎町 235-1	8:00~21:00 (※)		
008	8 高崎支店	027-363-2335	〒370-0075 高崎市筑縄町 3-8	8:00~21:00 (※)		
009	9 八幡支店	027-343-9777	〒370-0883 高崎市剣崎町 235-1	8:00~21:00 (※)		夜間金庫
024	24 高崎山名支店	027-346-6174	〒370-1213 高崎市山名町 696	8:00~21:00 (※)		
025	25 高崎貝沢支店	027-363-2131	〒370-0042 高崎市貝沢町 960-5	8:00~21:00 (※)		夜間金庫
027	27 吉井支店	027-387-3811	〒370-2127 高崎市吉井町長根 1582-1	8:00~21:00 (※)		夜間金庫
029	29 榛名町支店	027-374-5545	〒370-3344 高崎市中里見町 84-4	8:00~21:00 (※)		夜間金庫 貸金庫
<b>甘楽・富岡エリア</b>						
011	11 下仁田支店	0274-82-3311	〒370-2601 甘楽郡下仁田町大字下仁田 338-1	8:00~21:00 (※)		夜間金庫 貸金庫
012	12 南牧支店	0274-87-2244	〒370-2601 甘楽郡下仁田町大字下仁田 338-1	8:00~21:00 (※)		
013	13 西牧支店	0274-84-2221	〒370-2601 甘楽郡下仁田町大字下仁田 338-1	8:00~21:00 (※)		
014	14 南蛇井支店	0274-67-2611	〒370-2452 富岡市一ノ宮 1713-2	8:00~21:00 (※)		
021	21 富岡支店	0274-62-4131	〒370-2343 富岡市七日市 871-1	8:00~21:00 (※)		夜間金庫 貸金庫
022	22 甘楽町支店	0274-74-3151	〒370-2212 甘楽郡甘楽町大字福島 1258-1	8:00~21:00 (※)		夜間金庫 貸金庫
023	23 一の宮支店	0274-63-2337	〒370-2452 富岡市一ノ宮 1713-2	8:00~21:00 (※)		夜間金庫
026	26 妙義支店	0274-73-3239	〒370-2452 富岡市一ノ宮 1713-2	8:00~21:00 (※)		

店外 ATM コーナー						
1	碓氷病院 ATM	—	〒379-0133 安中市原市 1-9-10	9:00~17:00	—	
2	安中市役所 ATM	—	〒379-0116 安中市安中 1-23-13	9:00~19:00	9:00~17:00	
3	富岡東出張所 ATM	—	〒370-2315 富岡市曾木 3-1	9:00~20:00	9:00~17:00	
4	横川出張所 ATM	—	〒379-0301 安中市松井田町横川 404-12	8:30~17:00	—	
5	磯部出張所 ATM	—	〒379-0127 安中市磯部 1-10-13	8:00~21:00 (※)		
6	南蛇井出張所 ATM	—	〒370-2464 富岡市南蛇井 249-1	8:00~21:00 (※)		
7	妙義出張所 ATM	—	〒370-2411 富岡市妙義町上高田 1186-1	8:00~21:00 (※)		
8	高崎西出張所 ATM	—	〒370-0871 高崎市上豊岡町 117-1	8:00~21:00 (※)		
9	南牧出張所 ATM	—	〒370-2806 甘楽郡南牧村大字大日向 1100-1	8:30~17:00	—	
10	西牧出張所 ATM	—	〒370-2626 甘楽郡下仁田町大字南野牧 6065-1	8:30~17:00	—	

(※) 全日 (365日) ご利用いただけます。

はじめに

地域を応援する  
取り組み

コンプライアンス等  
への取り組み

各種サービスの  
ご案内

ガバナンスの  
充実状況

資料編

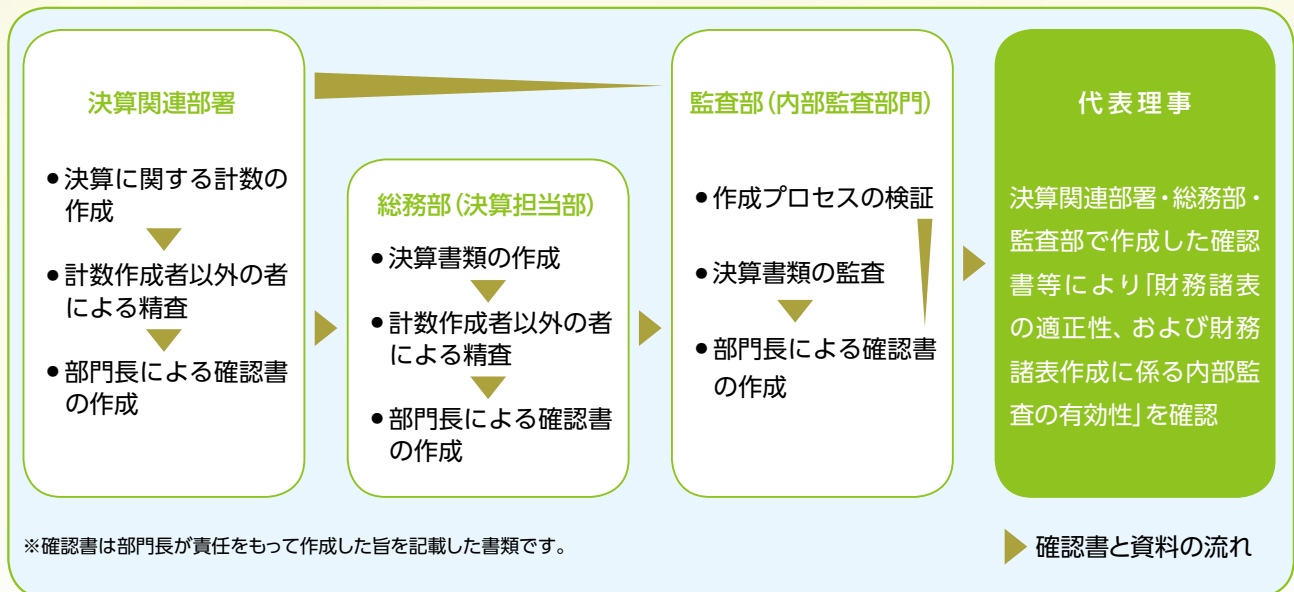
# 資料編

法定監査の状況	31
財務諸表	32
営業の状況	37
リスク管理債権と金融再生法に基づく開示債権の状況	43
自己資本の充実の状況	44
連結決算の状況	50
連結における自己資本の充実の状況	52

(資料編の金額は単位未満を切り捨てて表示しております。)

## 財務諸表の作成と内部監査について

当組合は、財務諸表の作成に係る計数等の適正性や内部監査の有効性を以下の方法で確認しております。



## 法定監査の状況

当組合は「協同組合による金融事業に関する法律」第5条の8第3項の規定に基づき、監事の監査および会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人による外部監査を受けております。

## 代表理事による確認

私は当組合の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第34期事業年度における貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書の適正性、および同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

令和4年6月24日

群馬県信用組合

理事長 新野 正行



# 財務諸表

## 貸借対照表

### (資産)

(単位：千円)

科 目	令和2年度	令和3年度
(資産の部)		
現金	1,706,343	1,967,823
預け金	89,956,978	85,010,922
有価証券	61,741,552	68,420,412
国債	7,847,593	11,557,725
地方債	4,060,559	7,589,948
短期社債	—	—
社債	40,031,959	38,181,818
株式	1,009,111	749,771
その他の証券	8,792,328	10,341,148
貸出金	87,229,219	88,277,413
割引手形	522,160	679,923
手形貸付	5,781,305	6,368,692
証書貸付	78,829,742	79,238,984
当座貸越	2,096,011	1,989,813
外国為替	—	—
その他資産	1,354,421	1,327,377
未決済為替貸	12,859	14,547
全信組連出資金	990,800	990,800
前払費用	—	8,342
未収収益	231,318	241,744
金融商品等差入担保金	—	—
その他の資産	119,444	71,942
有形固定資産	2,114,616	2,115,678
建物	862,174	858,881
土地	1,136,921	1,136,421
建設仮勘定	—	—
その他の有形固定資産	115,520	120,375
無形固定資産	19,054	34,188
ソフトウェア	10,181	25,328
のれん	—	—
その他の無形固定資産	8,872	8,860
前払年金費用	253,551	283,171
繰延税金資産	—	8,754
再評価に係る繰延税金資産	—	—
債務保証見返	72,276	30,365
貸倒引当金	△ 1,868,679	△ 1,830,464
(うち個別貸倒引当金)	(△ 1,631,211)	(△ 1,656,104)
資産の部合計	242,579,334	245,645,645

### (負債および純資産)

(単位：千円)

科 目	令和2年度	令和3年度
(負債の部)		
預金積金	229,404,435	230,689,957
当座預金	1,951,289	1,869,774
普通預金	114,507,191	120,459,788
貯蓄預金	3,460,014	3,568,234
通知預金	77,000	88,580
定期預金	101,243,549	97,114,637
定期積金	7,256,496	6,725,608
その他の預金	908,893	863,333
譲渡性預金	—	—
借入金	4,200,000	6,200,000
借入金	—	—
当座借越	4,200,000	6,200,000
外国為替	—	—
その他負債	465,412	310,925
未決済為替借	34,324	33,233
未払費用	193,536	46,872
給付補填備金	1,349	1,131
未払法人税等	1,979	1,611
前受収益	29,874	35,881
払戻未済金	355	2,092
職員預り金	126,379	114,361
資産除去債務	30,789	31,242
その他の負債	46,823	44,498
賞与引当金	70,872	71,952
役員賞与引当金	—	—
退職給付引当金	—	—
役員退職慰労引当金	91,466	83,190
睡眠預金払戻損失引当金	51,635	55,643
偶発損失引当金	20,054	22,496
特別法上の引当金	—	—
繰延税金負債	160,282	—
再評価に係る繰延税金負債	46,773	46,773
債務保証	72,276	30,365
負債の部合計	234,583,210	237,511,304
(純資産の部)		
出資金	730,937	1,263,783
普通出資金	730,937	1,263,783
利益剰余金	6,820,011	7,017,429
利益準備金	724,975	730,937
その他利益剰余金	6,095,036	6,286,492
特別積立金	5,700,000	5,700,000
(うち目的積立金)	(—)	(—)
当期末処分剰余金	395,036	586,492
自己優先出資	—	—
自己優先出資申込証拠金	—	—
組合員勘定合計	7,550,948	8,281,212
その他有価証券評価差額金	372,343	△ 219,705
繰延ヘッジ損益	—	—
土地再評価差額金	72,833	72,833
評価・換算差額等合計	445,176	△ 146,872
純資産の部合計	7,996,124	8,134,340
負債及び純資産の部合計	242,579,334	245,645,645

はじめに

地域を応援する  
取り組みコンプライアンス等  
への取り組み各種サービスの  
ご案内ガバナンスの  
充実状況

資料編

## 損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和2年度	令和3年度
経常収益	2,601,886	2,253,904
資金運用収益	2,034,371	1,970,258
貸出金利息	1,319,092	1,300,978
預け金利息	126,727	130,871
有価証券利息配当金	553,766	503,623
その他の受入利息	34,784	34,784
役務取引等収益	222,685	202,702
受入為替手数料	92,111	76,229
その他の役務収益	130,574	126,473
その他業務収益	198,528	17,047
国債等債券売却益	193,279	6,212
国債等債券償還益	—	—
その他の業務収益	5,248	10,835
その他経常収益	146,300	63,895
貸倒引当金戻入益	12,089	32,367
償却債権取立益	1,186	411
株式等売却益	112,683	24,790
その他の経常収益	20,340	6,326
経常費用	2,318,995	2,076,135
資金調達費用	7,580	△ 1,426
預金利息	9,211	4,442
給付補填備金繰入額	761	528
借入金利息	△ 3,088	△ 6,999
その他の支払利息	695	602
役務取引等費用	158,716	144,448
支払為替手数料	37,947	28,831
その他の役務費用	120,768	115,616
その他業務費用	360	35,250
国債等債券売却損	76	170
国債等債券償還損	222	1,287
国債等債券償却	—	33,710
その他の業務費用	61	83
経費	2,125,805	1,844,399
人件費	1,379,459	1,134,995
物件費	705,326	640,843
税金	41,019	68,561
その他経常費用	26,532	53,462
貸倒引当金繰入額	—	—
貸出金償却	1,682	77
株式等売却損	—	29,375
株式等償却	—	—
その他資産償却	—	—
その他の経常費用	24,850	24,009
経常利益	282,890	177,768
特別利益	8,965	11
固定資産処分益	8,965	11
その他の特別利益	—	—
特別損失	119,115	922
固定資産処分損	2,557	117
減損損失	10,676	804
その他の特別損失	—	—
構造改革特別費用	105,880	—
税引前当期純利益	172,741	176,858
法人税、住民税及び事業税	1,979	2,471
過年度法人税等還付額	—	—
法人税等調整額	5,263	△ 26,668
法人税等合計	7,242	△ 24,196
当期純利益	165,498	201,054
繰越金（当期首残高）	229,537	385,437
土地再評価差額金取崩額	—	—
当期末処分剰余金	395,036	586,492

## 剰余金処分計算書

(単位：千円)

科 目	令和2年度	令和3年度
当期末処分剰余金	395,036	586,492
積立金取崩額	—	—
剰余金処分額	9,598	67,542
利益準備金	5,962	58,650
出資に対する配当金	(年 0.5%) 3,636	(年 1.0%) 8,892
特別積立金	—	—
繰越金（当期末残高）	385,437	518,949

(注記) 貸借対照表

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては事業年度末の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法または償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- 土地の再評価に関する法律（平成10年法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産に計上しております。

・再評価を行った日	平成11年3月31日
・当該事業用土地の再評価前の帳簿価額	683百万円
・当該事業用土地の再評価後の帳簿価額	802百万円
・同法律第3条第3項に定める再評価の方法	土地の再評価に関する法律施行令（平成10年政令第119号）第2条4号に定める地価税法に基づいて、実行価格補正等合理的な調整を行って算出しております。
・同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額	△472百万円

- 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3年～50年
その他	2年～30年

- 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は定額法により償却しております。なお、自組合利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」および「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によりおります。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

- 貸倒引当金は、予め定めている償却引当基準に則り、次のとおり計上しております。「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会・銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権および要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引当てしております。

破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める債権を引当てしております。

破綻先債権および実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を引当てしております。すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当てを行っております。

- 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

- 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務費用および数理計算上の差異の費用処理方法は、以下のとおりであります。

・過去勤務費用	その発生年度の従業員の平均残存期間内の一定年数(13年)による定額法により、費用処理しております。
・数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定年数(12年)による定率法により、発生の翌期から費用処理しております。

なお、当組合は、複数事業主（信用組合等）により設立された企業年金制度（総合型厚生年金基金）を採用しております。当該企業年金制度に関する事項は次のとおりです。

(1)制度全体の積立状況に関する事項（令和3年3月31日現在）	
年金資産の額	238,577百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	229,590百万円
差引額	8,987百万円

(2)制度全体に占める当組合の掛金拠出割合（自2年4月1日至3年3月31日）	1.240%
--	--------

(3)補足説明  
上記の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務費用残高15,766百万円です。本制度における過去勤務費用の償却方法は残存期間12年の元利均等償却で、当組合は当期の計算書類上、特別掛金15百万円を費用処理しております。なお、特別掛金の額はあらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乘じることで算定されるため、上記(2)の割合は当組合の実際の負担割合とは一致していません。

- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

- 睡眠預金払戻損失引当金は、睡眠預金について預金者からの払戻請求による支払いに備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

- 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度による負担金の将来における支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。

- 収益の計上方法について、役員取引等収益は役員提供の対価として受取る収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役員取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から受取る受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものと、外国為替送金手数料等の外国為替業務に基づくものがあります。為替業務およびその他の役員取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。

- 消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は、「その他の資産」に計上し、5年間で均等償却を行っております。

- 理事および監事との間の取引による理事および監事に対する金銭債権総額
- |  |      |
|--|------|
|  | 6百万円 |
|--|------|

- 理事および監事との間の取引による理事および監事に対する金銭債務総額
- |  |        |
|--|--------|
|  | 261百万円 |
|--|--------|

- 子会社等の株式または出資金の総額
- |  |       |
|--|-------|
|  | 10百万円 |
|--|-------|

- 子会社等に対する金銭債務総額
- |  |       |
|--|-------|
|  | 17百万円 |
|--|-------|

- 有形固定資産の減価償却累計額
- |  |          |
|--|----------|
|  | 3,771百万円 |
|--|----------|

- 有形固定資産の圧縮記帳額
- |  |       |
|--|-------|
|  | 11百万円 |
|--|-------|

- 協同組合による金融事業に関する法律および金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部または一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息および仮払金ならびに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借または賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権およびこれらに準ずる債権	548百万円
危険債権	4,500百万円
三月以上延滞債権	－百万円
貸出条件緩和債権	404百万円
合計額	5,453百万円

破産更生債権およびこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。三月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権およびこれらに準ずる債権ならびに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権ならびに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- 貸借対照表に計上した有形固定資産のほか、電子計算機等についてリース契約により使用しています。

- 手形割引により取得した銀行引受手形、商業手形の額面金額は679百万円です。

- 担保に提供している資産は次のとおりであります。

・担保提供している資産	預け金 5,700百万円
	有価証券 4,200百万円
・担保資産に対応する債務	借入金 6,200百万円

上記のほか、公金取扱い、為替取引及び日本銀行歳入復代埋店取引のために預け金10,065百万円、公金収納取扱いのために現金1百万円を担保として提供しております。

- 出資1口当たりの純資産額
- |  |           |
|--|-----------|
|  | 6,436円50銭 |
|--|-----------|

- 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針  
当組合は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産および負債の総合的管理（ALM）をしております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク  
当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

はじめに

地域を心づける  
取り組み

「コンプライアンス等」  
への取り組み

各種サービスの  
ご案内

ガバナンスの  
充実状況

資料編

また、有価証券は、主に債券、投資信託および株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のほか審査部により行われ、また、定期的に経営陣による常勤理事会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総合企画部資金運用課において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

(i)金利リスクの管理

当組合は、市場リスク管理規程および銀行勘定の金利リスク管理規程に従い、金利の変動リスクを管理しております。それらの規程において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、リスクに関する基本規程における基本方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。また、金融資産及び負債の金利や期間の管理は、総合企画部リスク管理統括課がギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、リスク管理委員会に報告しております。

(ii)価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、余裕資金運用規程の運用方針に基づき、理事会の監督の下、市場リスク管理規程に従い行われております。このうち、市場運用商品の購入は総合企画部資金運用課が行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。これらの情報は所管部を通じ、理事会及びリスク管理委員会において定期的に報告されております。

(iii)市場リスクに係る定量的情報

当組合では、「預金積金」・「預け金」・「貸出金」・「有価証券」の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、このうち、「有価証券」については取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。当組合の「預金積金」・「預け金」・「貸出金」におけるVaRは、モンテカルロ法（保有期間3ヵ月、信頼区間99.0%、観測期間1年）により、「有価証券」におけるVaRは分散共分散法（保有期間3ヵ月、信頼区間99.0%、観測期間5年）により算出しております。令和4年3月31日（当事業年度の決算日）現在の当組合の「預金積金」・「預け金」・「貸出金」・「有価証券」の市場リスク量（損失額の推計値）は全体で、1,215百万円です。なお、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合は、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。なお、金融商品のうち預け金、貸出金、預金積金および借入金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

27 金融商品の時価等に関する事項

令和4年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金 (*1)	85,010	85,175	164
(2) 有価証券	68,381	68,370	△ 11
(満期保有目的の債券)	(5,505)	(5,494)	(△ 11)
(その他の有価証券)	(62,875)	(62,875)	—
(3) 貸出金 (*1)	88,277		
貸倒引当金 (*2)	△ 1,830		
	86,446	90,469	4,022
金融資産計	239,839	244,014	4,175
(1) 預金積金 (*1)	230,689	230,659	△ 30
(2) 借入金 (*1)	6,200	6,200	—
金融負債計	236,889	236,859	△ 30

(\*1) 預け金、貸出金、預金積金および借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(\*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1)預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

(2)有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格または公表されている基準価額によっております。保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については28から32に記載しております。

(3)貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

① 6ヵ月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額。

② ①以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利 (SWAP 等) で割り引いた価額を時価とみなしております。

金融負債

(1)預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額 (帳簿価額) を時価とみなしております。定期性預金の時価は、一定の金額帯および期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利 (SWAP 等) で割り引いた価格を時価とみなしております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式 (*1)	10
関連法人等株式 (*1)	—
非上場株式 (*1)	22
出資金等 (*2)	998
全信組連出資金	990
その他出資金等	8
合 計	1,031

(\*1) 子会社・子法人等株式、関連法人等株式および非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(\*2) 出資金等のうち、財産が非上場株式など市場価格の無いもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(2)借入金

借入金については、短期間のものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

28 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

(1)売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2)満期保有目的の債券

【時価が貸借対照表計上額を超えるもの】

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
国債	—百万円	—百万円	—百万円
地方債	643	672	29
短期社債	—	—	—
社債	900	901	1
その他	200	260	60
小 計	1,743	1,835	91

【時価が貸借対照表計上額を超えないもの】

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
国債	2,974百万円	2,897百万円	△ 76百万円
地方債	788	761	△ 26
短期社債	—	—	—
社債	—	—	—
その他	—	—	—
小 計	3,762	3,659	△ 103
合 計	5,505百万円	5,494百万円	△ 11百万円

(注) 時価は当事業年度末における市場価格等に基づいております。

(3)子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるものはありません。

(4)その他有価証券

【貸借対照表計上額が取得価額を超えるもの】

	貸借対照表計上額	取得価額	差 額
株式	48 百万円	44 百万円	4 百万円
債券	25,353	24,933	420
国債	3,311	3,211	99
地方債	3,090	2,979	111
短期社債	—	—	—
社債	18,951	18,742	208
その他	5,245	4,993	252
小 計	30,647	29,970	676

【貸借対照表計上額が取得価額を超えないもの】

	貸借対照表計上額	取得価額	差 額
株式	668 百万円	864 百万円	△ 196 百万円
債券	26,670	27,237	△ 566
国債	5,272	5,485	△ 212
地方債	3,067	3,185	△ 117
短期社債	—	—	—
社債	18,330	18,566	△ 235
その他	4,889	5,022	△ 133
小 計	32,228	33,124	△ 896
合 計	62,875 百万円	63,095 百万円	△ 219 百万円

(注) 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

29 当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。

30 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

売却価額	売却益	売却損
742 百万円	31 百万円	29 百万円

31 その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
債 券	4,259 百万円	16,758 百万円	20,314 百万円	15,997 百万円
国債	6	2,743	562	8,244
地方債	137	1,601	1,555	4,294
短期社債	—	—	—	—
社 債	4,115	12,412	18,195	3,457
そ の 他	817	1,902	2,558	3,155
合 計	5,076	18,661	22,873	19,152

32 減損処理を行った有価証券

その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理しております。

33 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約束する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、26,411 百万円であり、原契約期間が1年以内のもの（または任意の時期に無条件で取消可能なもの）であります。なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

34 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	351 百万円
賞与引当金	19
固定資産減損損失	150
繰越欠損金	112
その他	133
繰延税金資産小計	767 百万円
評価性引当額	△ 676
繰延税金資産合計	91 百万円
繰延税金負債	
前払年金費用	78 百万円
資産除去債務	4
その他有価証券評価差額金	—
繰延税金負債合計	82 百万円
繰延税金資産の純額	8 百万円

35 会計方針の変更

(1)企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)以下、「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、消費税等の会計処理を税込方式から税抜方式へ変更しております。この変更による計算書類への影響は軽微であります。

なお、収益認識会計基準第89項に定める経過的な取扱いに従い、当事業年度の期首より前までに税込方式に従って消費税等が算入された固定資産等の取得原価から消費税等相当額を控除していません。

(2)「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下、「時価算定基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」(令和元年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。これによる計算書類への影響はありません。

36 表示方法の変更

協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正(令和2年1月24日内閣府令第3号)が令和4年3月31日から施行されたことに伴い、協同組合による金融事業に関する法律の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合せて表示しております。

37 会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性のあるものは、次のとおりです。

・ 貸倒引当金 1,830 百万円  
貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として、7に記載しております。主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う経済活動の停滞等により貸出先の返済能力への影響等が懸念されますが、債務者区分等に大きな影響はないとの仮定を置いたうえで、貸倒引当金を算定しています。今後、新型コロナウイルス感染症の状況やそれによる経済への影響が変化した場合には、貸出先の債務者区分の変更や実績率の上昇などにより引当額が増加し、計算書類に影響を与える可能性があります。

38 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続投資信託(上場投資信託を除く)の解約・償還に伴う差損益については、投資信託の各銘柄ごとに、益の場合は「有価証券利息配当金」に計上し、損の場合は「国債等債券償還損」に計上しております。

39 追加情報

(新型コロナウイルス感染症拡大の影響に関する会計上の見積り)  
新型コロナウイルス感染症の影響は一定期間継続し業績に影響を及ぼす可能性があるものの、現時点において会計上の見積りに重要な影響を与えるものではないと判断しております。重要な影響はないとの仮定に基づき、当事業年度における貸倒引当金の算定、繰延税金資産の回収可能性の判断および固定資産の減損判定を行っております。

(注 記) 損益計算書

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 子会社等との取引による収益総額 1 百万円  
子会社等との取引による費用総額 23 百万円
- 「その他の経常費用」には、あおぞら債権回収㈱へ債権を売却したことによる損失 0 百万円を含んでおります。
- 出資 1 口当たりの当期純利益 226 円 63 銭
- 営業キャッシュ・フローの低下および継続的な地価の下落により、投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、以下の資産について帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失(0 百万円)として特別損失に計上しております。

主な用途	件数	資産の種類	減損損失(百万円)
営業用店舗	1 件	土地	0
		建物	0
		その他の有形固定資産	0
営業用店舗合計			0
当期減損損失合計額			0

営業用店舗については、基本的には、管理会計において継続的な収支の把握を行っている単位である各営業店単位でグルーピングしております。しかしながら、店舗内店舗を実施した店舗については、店舗内店舗の母店と子店を併せて、グルーピングしております。また、遊休資産については各資産単位でグルーピングしております。

また、本部及び事務センターについては独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。当資産グループの回収可能価額は、鑑定評価額等に基づき算定した正味売却価額又は使用価値により測定しております。

6 収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。

はじめに

地域を心づける  
取り組み

「コンプライアンス等」  
への取り組み

各種サービスの  
ご案内

ガバナンスの  
充実状況

資料編

# 営業の状況

## 資金運用勘定、資金調達勘定の平均残高等

(単位：平均残高・百万円、利息・千円、利回り・%)

科目	令和2年度			令和3年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	239,409	2,034,371	0.84	244,219	1,970,258	0.80
うち貸出金	85,324	1,319,092	1.54	86,783	1,300,978	1.49
うち預け金	91,031	126,727	0.13	92,971	130,871	0.14
うち有価証券	62,060	553,766	0.89	63,471	503,623	0.79
資金調達勘定	233,947	7,580	0.00	238,707	△ 1,426	0.00
うち預金積金	230,708	9,973	0.00	234,381	4,970	0.00
うち借入金	3,099	△ 3,088	△ 0.09	4,205	△ 6,999	△ 0.16

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(令和2年度-百万円、令和3年度-百万円)を、控除して表示しております。

## 業務粗利益および業務純益等

(単位：千円)

科目	令和2年度	令和3年度
資金運用収益	2,034,371	1,970,258
資金調達費用	7,580	△ 1,426
資金運用収支	2,026,791	1,971,684
役員取引等収益	222,685	202,702
役員取引等費用	158,716	144,448
役員取引等収支	63,969	58,254
その他業務収益	198,528	17,047
その他業務費用	360	35,250
その他の業務収支	198,167	△ 18,203
業務粗利益	2,288,928	2,011,735
業務粗利益率	0.95%	0.82%
業務純益	179,192	175,959
実質業務純益	179,192	175,959
コア業務純益	△ 13,787	204,915
コア業務純益(投資信託解約損益を除く)	△ 13,787	204,915

(注) 1. 業務粗利益率=業務粗利益/資金運用勘定系平均残高×100  
2. 業務純益=業務収益-(業務費用-金銭の信託運用見合費用)  
3. 実質業務純益=業務純益+一般貸倒引当金繰入額  
4. コア業務純益=実質業務純益-国債等債券損益

## 役員取引の状況

(単位：千円)

科目	令和2年度	令和3年度
役員取引等収益	222,685	202,702
受入為替手数料	92,111	76,229
その他の受入手数料	130,574	126,473
その他の役員取引等収益	-	-
役員取引等費用	158,716	144,448
支払為替手数料	37,947	28,831
その他支払手数料	2,559	1,857
その他役員取引等費用	118,208	113,758

## 経費の内訳

(単位：千円)

科目	令和2年度	令和3年度
人件費	1,379,459	1,134,995
報酬給与手当	1,054,763	931,188
賞与引当金繰入額	△ 13,051	1,080
退職給付費用	175,084	50,734
役員退職慰労引当金繰入額	16,070	8,324
社会保険料等	146,593	143,366
その他臨時費用(役員退職慰労金)	-	300
物件費	705,326	640,843
事務費	336,218	299,414
固定資産費	99,682	95,318
事業費	56,933	48,784
人事厚生費	18,676	18,133
預金保険料	68,597	68,356
減価償却費	125,218	110,835
税金	41,019	68,561
経費合計	2,125,805	1,844,399

## その他業務収益の内訳

(単位：千円)

科目	令和2年度	令和3年度
外国為替売買益	-	-
商品有価証券売買益	-	-
国債等債券売却益	193,279	6,212
国債等債券償還益	-	-
その他の業務収益	5,248	10,835
その他業務収益合計	198,528	17,047

## 受取利息および支払利息の増減

(単位：千円)

項目	令和2年度	令和3年度
受取利息の増減	△ 30,996	△ 64,113
支払利息の増減	△ 6,921	△ 9,006

### 預貸率および預証率

(単位：%)

区 分		令和2年度	令和3年度
預貸率	期 末	38.02	38.26
	期中平均	36.98	37.02
預証率	期 末	26.91	29.65
	期中平均	26.89	27.08

(注) 預貸率 =  $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$  預証率 =  $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

### 総資産利益率

(単位：%)

区 分	令和2年度	令和3年度
総資産経常利益率	0.11	0.07
総資産当期純利益率	0.06	0.08

(注) 総資産経常(当期純)利益率 =  $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返りを除く)平均残高}} \times 100$

### 預金種目別平均残高

(単位：百万円、%)

種 目	令和2年度		令和3年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
流動性預金	118,841	51.5	127,572	54.4
定期性預金	111,866	48.5	106,808	45.6
譲渡性預金	—	—	—	—
その他の預金	—	—	—	—
合計	230,708	100.0	234,381	100.0

### 定期預金種類別残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和2年度		令和3年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
固定金利定期預金	101,139	99.9	97,015	99.9
変動金利定期預金	104	0.1	98	0.1
その他の定期預金	—	—	—	—
合計	101,243	100.0	97,114	100.0

### 財形貯蓄残高

(単位：百万円)

項 目	令和2年度	令和3年度
財形貯蓄残高	62	55

### 内国為替取扱実績

(単位：百万円)

区 分	令和2年度		令和3年度	
	件 数	金 額	件 数	金 額
送金・振込	他の金融機関向け	145,801 92,296	145,339 91,748	
	他の金融機関から	212,595 116,046	209,474 113,928	
代金取立	他の金融機関向け	1,756 2,700	1,588 2,108	
	他の金融機関から	286 298	186 185	

### 総資金利鞘等

(単位：%)

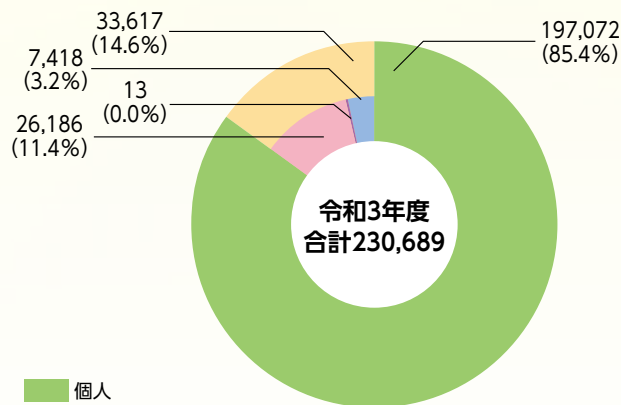
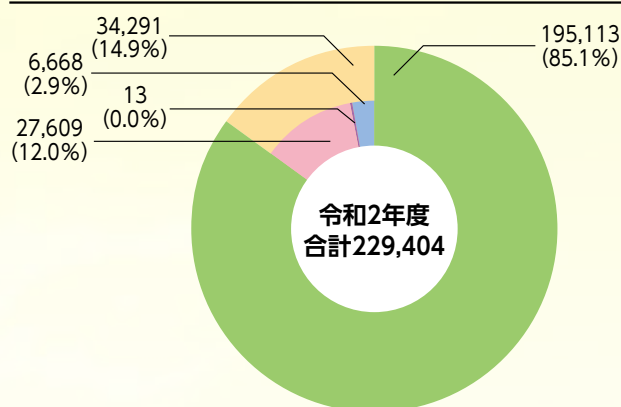
区 分	令和2年度	令和3年度
資金運用利回り (a)	0.84	0.80
資金調達原価率 (b)	0.90	0.76
総資金利鞘 (a - b)	△ 0.06	0.04

(注) 資金運用利回り =  $\frac{\text{資金運用収益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$

資金調達原価率 =  $\frac{\text{資金調達費用} - \text{金銭の信託運用見合費用} + \text{経費}}{\text{資金調達勘定平均残高}} \times 100$

### 預金者別預金残高

(単位：百万円)



### 外国為替取扱高

(単位：千米ドル)

区 分	令和2年度	令和3年度
貿易	—	—
貿易外(送金)	123	67
合計	123	67

はじめに

地域を応援する  
取り組み

コンプライアンス等  
への取り組み

各種サービスのご案内

ガバナンスの  
充実状況

資料編

### 貸出金種類別平均残高

(単位：百万円、%)

科目	令和2年度		令和3年度	
	金額	構成比	金額	構成比
割引手形	700	0.8	516	0.6
手形貸付	6,161	7.2	5,451	6.3
証書貸付	75,982	89.1	78,804	90.8
当座貸越	2,479	2.9	2,011	2.3
合計	85,324	100.0	86,783	100.0

### 貸出金資金使途別残高

(単位：百万円、%)

項目	令和2年度		令和3年度	
	金額	構成比	金額	構成比
設備資金	51,383	58.9	51,605	58.5
運転資金	35,846	41.1	36,672	41.5
合計	87,229	100.0	88,277	100.0

### 貸出金業種別残高・構成比

(単位：百万円、%)

業種別	令和2年度		令和3年度	
	金額	構成比	金額	構成比
製造業	10,824	12.4	11,237	12.7
農業、林業	385	0.4	443	0.5
漁業	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—
建設業	9,385	10.8	9,417	10.7
電気、ガス、熱供給、水道業	520	0.6	700	0.8
情報通信業	344	0.4	363	0.4
運輸業、郵便業	2,601	3.0	2,345	2.7
卸売業、小売業	6,289	7.2	6,219	7.0
金融業、保険業	130	0.1	118	0.1
不動産業	6,632	7.6	7,411	8.4
物品賃貸業	72	0.1	64	0.1
学術研究、専門・技術サービス業	55	0.1	54	0.1
宿泊業	226	0.3	264	0.3
飲食業	1,197	1.4	1,117	1.3
生活関連サービス業、娯楽業	164	0.2	154	0.2
教育、学習支援業	315	0.4	196	0.2
医療、福祉	3,216	3.7	3,168	3.6
その他のサービス	8,185	9.4	7,965	9.0
その他の産業	270	0.3	417	0.5
小計	50,818	58.3	51,661	58.5
国・地方公共団体等	5,848	6.7	6,313	7.2
個人(住宅・消費・納税資金等)	30,562	35.0	30,302	34.3
合計	87,229	100.0	88,277	100.0

(注)業種は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

### 貸出金金利区分別残高

(単位：百万円、%)

項目	令和2年度		令和3年度	
	金額	構成比	金額	構成比
固定金利貸出	34,529	39.6	34,851	39.5
変動金利貸出	52,699	60.4	53,426	60.5
合計	87,229	100.0	88,277	100.0

### 消費者ローン・住宅ローン残高

(単位：百万円、%)

項目	令和2年度		令和3年度	
	金額	構成比	金額	構成比
消費者ローン	3,273	13.0	3,272	13.2
住宅ローン	21,963	87.0	21,551	86.8
合計	25,236	100.0	24,823	100.0

### 貸出金担保別残高

(単位：百万円、%)

区分	令和2年度		令和3年度	
	金額	構成比	金額	構成比
当組合預金積金	939	1.1	919	1.0
有価証券	—	—	—	—
動産	—	—	—	—
不動産	27,613	31.6	28,795	32.6
その他	—	—	—	—
小計	28,552	32.7	29,715	33.7
信用保証協会・信用保険	34,825	39.9	34,220	38.8
保証	14,443	16.6	14,092	15.9
信用	9,407	10.8	10,250	11.6
合計	87,229	100.0	88,277	100.0

### 債務保証見返額担保別残高

(単位：百万円、%)

区分	令和2年度		令和3年度	
	金額	構成比	金額	構成比
当組合預金積金	6	8.4	—	—
有価証券	—	—	—	—
動産	—	—	—	—
不動産	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
小計	6	8.4	—	—
信用保証協会・信用保険	23	31.9	18	65.5
保証	43	59.7	9	34.5
信用	—	—	—	—
合計	72	100.0	28	100.0

### 貸出金償却額

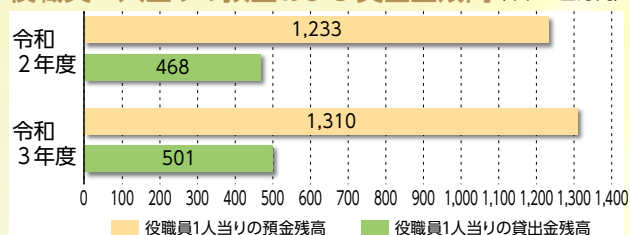
(単位：百万円)

項目	令和2年度	令和3年度
貸出金償却額	0	0

(注)直接償却した金額から過去において既に貸倒引当金として積み立てた金額を控除したものです。



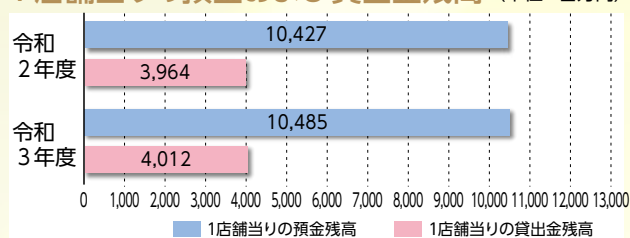
役員1人当たりの預金および貸出金残高 (単位:百万円)



代理貸付残高の内訳 (単位:百万円)

項目	令和2年度	令和3年度
全国信用協同組合連合会	0	0
(株) 商工組合中央金庫	17	9
(株) 日本政策金融公庫	67	56
(独) 住宅金融支援機構	602	491
(財) 医療経済研究・社会保険福祉協会	9	7
(独) 福祉医療機構	17	13
合計	714	579

1店舗当たりの預金および貸出金残高 (単位:百万円)



## 報酬体系について

### 1. 対象役員

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、理事全員および監事全員（非常勤を含む）をいいます。対象役員に対する報酬額は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」および「賞与」、在任期間中の職務執行および特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

#### (1) 報酬体系の概要

##### 【基本報酬および賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬および賞与については、総代会において、理事全員および監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額については役位や在任年数等を勘案し、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当組合の理事会において決定しております。

また、各監事の基本報酬額および賞与額については、監事の協議により決定しております。

##### 【退職慰労金】

退職慰労金については、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当組合では全役員に適用される退職慰労金の支払に関しては、決定方法等を規程で定めております。

#### (2) 役員に対する報酬

(単位:百万円)

区分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理事	58	90
監事	13	15
合計	71	105

- (注) 1. 左記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式第4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。  
 2. 支払人数は、理事9名、監事4名です。  
 3. 使用人兼務理事2名の使用人分の報酬は、10百万円です。  
 4. 左記以外に役員退職慰労金は理事4百万円、監事は12百万円です。

#### (3) その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示代23号)第3条第1項第3号および第5号に該当する事項はありません。

### 2. 対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の職員、当組合の主要な連結子法人等の役員等であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務および財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和3年度において、対象職員等に該当する者はおりませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「主要な連結子法人等」とは、当組合の連結子法人等のうち、当組合の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。  
 3. 「同等額」は、令和3年度に対象職員に支払った報酬等の平均額としております。

4. 当組合の職員の給与、賞与および退職金は当組合における「給与規程」に基づき支払っております。なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた、自社の利益を上げることや株価を上げることに動機づけられた報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系ではありません。

## 有価証券、金銭の信託等の取得価額、時価および評価損益

(単位：百万円)

項目	令和2年度			令和3年度		
	取得価額	時価	評価損益	取得価額	時価	評価損益
満期保有目的債券	1,805	1,921	116	5,505	5,494	△ 11
その他有価証券	59,411	59,926	514	63,124	62,904	△ 219
株式	1,164	999	△ 165	932	739	△ 192
債券	49,909	50,334	425	52,170	52,023	△ 146
その他	8,337	8,592	254	10,022	10,141	119
子会社・関連会社株式	10	10	－	10	10	－
合計	61,226	61,857	630	68,640	68,409	△ 231

(注) 1. 有価証券の「時価」は、上場有価証券については決算日時価、非上場有価証券については価格等の算定が可能なものは時価相当額（公募債券については証券業協会が公表する売買参考統計値等、私募債券については証券会社等が算定する評価額等、投資信託受益権については基準価額）、その他のものは帳簿価額です。

2. 金銭の信託、デリバティブ商品の取扱いはありません。

## 有価証券の種類別残存期間別残高

(単位：百万円)

種類	期間別	期間							期間の定めのないもの	合計
		1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超			
国債	令和2年度	8	1,170	1,416	571	229	4,451	－	7,847	
	令和3年度	6	1,878	865	562	－	8,244	－	11,557	
地方債	令和2年度	88	177	1,196	177	1,029	1,391	－	4,060	
	令和3年度	137	780	821	332	1,223	4,294	－	7,589	
短期社債	令和2年度	－	－	－	－	－	－	－	－	
	令和3年度	－	－	－	－	－	－	－	－	
社債	令和2年度	4,421	8,596	6,018	6,438	12,551	2,006	－	40,031	
	令和3年度	4,115	8,485	3,927	7,210	10,985	3,457	－	38,181	
株式	令和2年度	－	－	－	－	－	－	1,009	1,009	
	令和3年度	－	－	－	－	－	－	749	749	
その他の証券	令和2年度	101	1,720	404	1,006	1,621	2,566	1,371	8,792	
	令和3年度	600	1,319	799	1,283	1,274	3,155	1,907	10,341	
合計	令和2年度	4,619	11,663	9,036	8,193	15,431	10,415	2,380	61,741	
	令和3年度	4,860	12,463	6,414	9,389	13,483	19,152	2,656	68,420	

## 有価証券種類別平均残高

(単位：百万円、%)

種類	令和2年度		令和3年度	
	金額	構成比	金額	構成比
国債	5,780	9.3	8,951	14.1
地方債	4,149	6.7	5,544	8.7
短期社債	－	－	－	－
社債	41,999	67.7	38,706	61.0
株式	1,358	2.2	1,074	1.7
その他の証券	8,771	14.1	9,194	14.5
合計	62,060	100.0	63,471	100.0

商品有価証券種類別平均残高	取り扱っておりません
先物取引の時価情報	取り扱っておりません
オフバランス取引の状況	取り扱っておりません
公共債引受額（既発債）	取り扱っておりません
外貨建資産残高	取り扱っておりません
オプション取引の時価情報	取り扱っておりません

## 国債および投資信託販売実績

(単位：百万円)

項目	令和2年度	令和3年度
国債（新発債）	74	59
投資信託	273	340

## 満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位：百万円)

項目	種類	令和2年度			令和3年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が 貸借対照表 計上額を 超えるもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	705	744	38	643	672	29
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	900	910	10	900	901	1
	その他	200	267	67	200	260	60
	小計	1,805	1,921	116	1,743	1,835	91
時価が 貸借対照表 計上額を 超えないもの	国債	—	—	—	2,974	2,897	△76
	地方債	—	—	—	788	761	△26
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—
	小計	—	—	—	3,762	3,659	△103
合計	1,805	1,921	116	5,505	5,494	△11	

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。  
2. 上記の「その他」は、外国証券です。

## 子会社・子法人等株式および関連法人等株式で時価のあるもの

該当するものはありません。

## その他有価証券で時価のあるもの

(単位：百万円)

項目	種類	令和2年度			令和3年度		
		貸借対照表計上額	取得価額	差額	貸借対照表計上額	取得価額	差額
貸借対照表 計上額が 取得価額を 超えるもの	株式	142	134	8	48	44	4
	債券	32,065	31,414	650	25,353	24,933	420
	国債	3,395	3,250	145	3,311	3,211	99
	地方債	3,158	3,010	147	3,090	2,979	111
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	25,510	25,153	357	18,951	18,742	208
	その他	6,818	6,551	267	5,245	4,993	252
	小計	39,027	38,100	926	30,647	29,970	676
貸借対照表 計上額が 取得価額を 超えないもの	株式	833	1,007	△173	668	864	△196
	債券	18,269	18,494	△225	26,670	27,237	△566
	国債	4,451	4,493	△42	5,272	5,485	△212
	地方債	196	200	△3	3,067	3,185	△117
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	13,621	13,800	△179	18,330	18,566	△235
	その他	1,767	1,780	△12	4,889	5,022	△133
	小計	20,869	21,281	△411	32,228	33,124	△896
合計	59,897	59,382	514	62,875	63,095	△219	

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。  
2. 上記の「その他」は、外国証券および投資信託です。  
3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

## 市場価格のない株式等および組合出資金

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式 (*1)	10
関連法人等株式 (*1)	—
非上場株式 (*1)	22
出資金等 (*2)	998
全信組連出資金	990
その他出資金等	8
合計	1,031

(\*1) 子会社・子法人等株式、関連法人等株式および非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(\*2) 出資金等のうち、財産が非上場株式など市場価格の無いもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。

# リスク管理債権と金融再生法に基づく開示債権の状況

## 協金法開示債権（リスク管理債権）および金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位：百万円・%)

区 分		残高 (A)	担保・保証等 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 (B+C) / (A)	引当率 (C) / (A - B)	
破産更生債権およびこれらに準ず る債権	令和2年度	568	218	350	100.00	100.00	
	令和3年度	548	176	372	100.00	100.00	
危険債権	令和2年度	4,424	2,667	1,281	89.25	72.93	
	令和3年度	4,500	2,664	1,283	87.73	69.92	
要管理債権	令和2年度	458	144	36	39.57	11.77	
	令和3年度	404	154	32	46.29	13.12	
	三月以上延滞債権	令和2年度	—	—	—	—	—
		令和3年度	—	—	—	—	—
	貸出条件緩和債権	令和2年度	458	144	36	39.57	11.77
		令和3年度	404	154	32	46.29	13.12
小計	令和2年度	5,451	3,030	1,668	86.20	68.91	
	令和3年度	5,453	2,995	1,688	85.89	68.70	
正常債権	令和2年度	81,909					
	令和3年度	82,909					
合計	令和2年度	87,361					
	令和3年度	88,363					

(注)1. 「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。

- 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財務状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権（1.に掲げるものを除く）です。
- 「要管理債権」とは、「三月以上延滞債権」および「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金です。
- 「三月以上延滞債権」とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金（1.および2.に掲げるものを除く）です。
- 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等をはかることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（1.、2.および4.に掲げるものを除く）です。
- 「正常債権」とは、債務者の財政状態および経営成績に特に問題がない債権（1.、2.および3.に掲げるものを除く）です。
- 「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
- 「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
- 「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」および「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還および利息の支払の全部または一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息および仮払金ならびに債務保証見返の各勘定に計上されるものならびに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借または賃貸借契約によるものに限る）です。
- 金額は決算後（償却後）の計数です。

# 自己資本の充実の状況

## 自己資本管理

当組合は、「自己資本管理規程」を制定し、リスク資本管理と自己資本比率管理により自己資本充実度の評価を行っております。

リスク資本管理におきましては、毎年度資本配賦計画を策定し、毎月モニタリングや分析を行い、配賦した資本（リスク資本）の範囲内に、計量したリスク量（信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク）が収まっていることを確認し、自己資本充実度の評価を行っております。

また、自己資本比率管理におきましては、自己資本比率規制の標準的手法に基づく自己資本比率の算定により自己資本が適正な水準にあるか検証し、自己資本充実度の評価を行っております。

## 自己資本調達手段の概要

当組合の自己資本は積立金等当組合が積み立てているもの以外は、組合員の皆さまによる普通出資により調達しております。

## 自己資本の充実度に関する評価

当組合は、これまで内部留保による資本の積み上げを行うことにより自己資本の充実に取り組んでまいりました。

## 単体における事業年度の開示事項

### I. 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

項目	令和2年度	令和3年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資または非累積的永久優先出資に係る組合員勘定または会員勘定の額	7,547	8,272
うち、出資金および資本剰余金の額	730	1,263
うち、利益剰余金の額	6,820	7,017
うち、外部流出予定額 (△)	3	8
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	242	177
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	242	177
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	16	10
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	7,806	8,461
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）の額の合計額	13	24
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	13	24
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	13	33
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	183	204
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	106	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—

その結果、自己資本比率の状況は、国内基準である4%を上回る8.58%となり、経営の健全性や安全性を十分に維持していると評価しております。

また、将来の自己資本充実策については、年度ごとに掲げる事業計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積み上げを第一義的な施策として考えております。

## リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

当組合がリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4機関であります。

- ・格付投資情報センター (R & I)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (MDY)
- ・日本格付研究所 (JCR)
- ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスズ (S & P)

なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

## オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当組合のオペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法は「基礎的手法」を採用しております。

オペレーショナル・リスクの算出方法は以下のとおりです。

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

項目	令和2年度	令和3年度
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	317	263
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	7,488	8,198
リスク・アセット等 (三)		
信用リスク・アセットの額の合計額	90,577	91,513
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 413	△ 360
うち、無形固定資産（のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）	—	—
うち、繰延税金資産	—	—
うち、前払年金費用	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 486	△ 480
うち、上記以外に該当するものの額	72	119
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	4,080	3,977
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	94,657	95,491
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	7.91%	8.58%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」(平成18年金融庁告示第22号)に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準により自己資本比率を算出しております。

## II. 定量的な開示事項

### (1) 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

項目	令和2年度		令和3年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	90,577	3,623	91,513	3,660
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	90,990	3,639	91,874	3,674
(i) ソブリン向け	1,924	76	1,810	72
(ii) 金融機関および第一種金融商品取引業者向け	19,564	782	18,834	753
(iii) 法人等向け	29,086	1,163	29,022	1,160
(iv) 中小企業等・個人向け	20,909	836	21,146	845
(v) 抵当権付住宅ローン	3,939	157	3,760	150
(vi) 不動産取得等事業向け	6,059	242	6,880	275
(vii) 3ヵ月以上延滞等	127	5	99	3
(viii) 出資等	1,456	58	2,013	80
うち出資等のエクスポージャー	1,456	58	2,013	80
うち重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
(ix) 他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	810	32	801	32
(x) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	1,340	53	1,248	49
(xi) その他	5,772	230	6,255	250
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	72	2	119	4
④他金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 486	△ 19	△ 480	△ 19
⑤CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑥中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク	4,080	163	3,977	159
ハ. 単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	94,657	3,786	95,491	3,819

(注) 1. 所要自己資本額=リスク・アセットの額×4%  
2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額です。  
3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用

保証協会等のことです。  
4. 「3ヵ月以上延滞等」とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーおよび「ソブリン向け」、「金融機関および第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。  
5. 「その他」とは、(i)～(x)に区分されないエクスポージャーです。  
6. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

(2) 信用リスクに関する事項 (証券化エクスポージャーを除く)

イ. 信用リスクに関するエクスポージャーおよび主な種類別の期末残高<地域別・業種別・残存期間別> (単位:百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	信用リスク・ エクスポージャー 期末残高		貸出金、コミットメントお よびその他のデリバティブ 以外のオフ・バランス取引		債 券		その他		3 ヶ月以上延滞 エクスポージャー	
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
	国内	236,906	239,510	87,361	88,363	51,583	57,543	97,962	93,602	881
国外	7,040	8,240	—	—	7,040	8,240	—	—	—	—
地域別合計	243,947	247,750	87,361	88,363	58,624	65,784	97,962	93,602	881	493
製造業	25,737	25,648	10,829	11,431	14,619	14,018	288	198	413	28
農業、林業	385	488	385	488	—	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	4	—
建設業	10,921	12,555	9,420	10,753	1,501	1,801	—	—	79	82
電気・ガス・熱供給・水道業	3,367	3,665	520	720	2,807	2,905	39	39	—	—
情報通信業	1,246	765	344	363	900	400	1	1	—	—
運輸業、郵便業	10,644	9,107	2,622	2,393	8,021	6,714	—	—	—	9
卸売業、小売業	8,996	9,032	6,292	6,529	2,703	2,502	—	—	20	14
金融・保険業	105,169	101,203	130	149	13,188	14,281	91,850	86,772	—	—
不動産業	9,590	10,622	6,635	7,490	2,810	2,708	144	423	—	—
各種サービス	13,856	15,677	13,446	14,700	400	967	10	10	300	294
国・地方公共団体等	17,522	25,600	5,851	6,316	11,671	19,284	—	—	—	—
個人	30,600	26,599	30,600	26,599	—	—	—	—	64	56
その他	5,908	6,782	280	425	—	200	5,628	6,157	—	7
業種別合計	243,947	247,750	87,361	88,363	58,624	65,784	97,962	93,602	881	493
1年以下	59,294	56,388	11,769	12,614	4,518	4,713	43,006	39,060	—	—
1年超3年以下	57,184	57,568	4,582	4,760	11,151	11,858	41,450	40,950	—	—
3年超5年以下	17,393	13,202	8,010	6,959	8,680	6,040	702	202	—	—
5年超7年以下	16,139	17,439	8,156	8,386	7,983	9,053	—	—	—	—
7年超10年以下	33,696	31,673	18,277	17,949	15,419	13,724	—	—	—	—
10年超	51,516	62,215	35,646	36,821	10,870	20,394	5,000	5,000	—	—
期間の定めのないもの	8,721	9,262	918	872	—	—	7,802	8,389	—	—
残存期間別合計	243,947	247,750	87,361	88,363	58,624	65,784	97,962	93,602	—	—

(注) 1. 「貸出金、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高のほか、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。  
 2. 「3 ヶ月以上延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から3 ヶ月以上延滞している者に係るエクスポージャーのことです。  
 3. 上記の業種区分の「その他」は、裏付けとなる個々の資産の全部または一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、有形・無形固定資産、繰延税金資産等が含まれます。  
 4. 上記のエクスポージャー区分の「その他」は、株式、出資金、投資信託、預け金、現金、有形・無形固定資産および繰延税金資産等が含まれます。  
 5. CVA リスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。  
 6. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額 (単位:百万円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和2年度	223	242	—	223
	令和3年度	242	177	—	242
個別貸倒引当金	令和2年度	2,086	1,646	403	1,682
	令和3年度	1,646	1,675	5	1,640
合計	令和2年度	2,309	1,888	403	1,905
	令和3年度	1,888	1,852	5	1,882

(注) 1. 当組合は、自己資本比率算定にあたり、偶発損失引当金を一般貸倒引当金あるいは個別貸倒引当金と同様のものとして取り扱っており、当該引当金の金額は上記残高等に含めております。  
 2. 個別貸倒引当金については、資本金的借入金 (DDS : Debt Debt Swap) による引当金が含まれております。

はじめに

地域を応援する  
取り組み

コンプライアンス等  
への取り組み

各種サービス  
ご案内

ガバナンス  
充実状況

資料編

八. 業種別の個別貸倒引当金および貸出金償却の額等

(単位：百万円)

区 分	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
製造業	1,509	1,132	1,132	1,155	377	—	1,132	1,132	1,132	1,155	1	—
農業、林業	—	1	1	1	—	—	—	1	1	1	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	71	81	81	95	—	—	71	81	81	95	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	0	0	0	0	—	—	0	0	0	0	—	—
運輸業、郵便業	0	0	0	0	—	—	0	0	0	0	—	—
卸売業、小売業	22	8	8	7	12	—	10	8	8	7	0	—
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	167	165	165	155	—	—	167	165	165	155	—	—
各種サービス業	273	244	244	251	3	5	269	239	244	251	0	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	39	10	10	8	10	0	28	9	10	8	—	0
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	2,086	1,646	1,646	1,675	403	5	1,682	1,640	1,646	1,675	1	0

- (注) 1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。  
 2. 当組合は、自己資本比率算定にあたり、偶発損失引当金を個別貸倒引当金と同様のものとして取り扱っており、当該引当金の金額は上記残高等に含めております。  
 3. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

二. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分	信用リスク・エクスポージャー期末残高				信用リスク削減手法適用後のエクスポージャーの額			
	令和2年度		令和3年度		令和2年度		令和3年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	—	22,845	—	30,976	—	24,617	—	32,444
10%	200	21,257	—	20,186	200	19,332	—	18,583
20%	12,672	90,264	12,240	85,261	12,672	90,264	12,240	85,261
35%	—	11,032	—	10,561	—	11,029	—	10,558
40%	—	—	100	—	—	—	100	—
50%	23,736	420	24,532	414	23,736	88	24,532	68
70%	300	—	300	—	300	—	300	—
75%	—	28,946	—	29,238	—	27,861	—	28,178
100%	3,907	28,191	3,271	30,367	3,907	26,878	3,271	29,028
120%	—	—	100	—	—	—	100	—
150%	—	55	—	42	—	55	—	42
250%	—	100	—	100	—	100	—	100
1250%	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	14	—	55	—	14	—	55
合計	40,817	203,129	40,546	207,204	40,817	200,241	40,546	204,319

- (注) 1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限ります。  
 2. 当組合がリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は44ページをご覧ください。  
 3. 信用リスク・エクスポージャー期末残高は、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。  
 4. 信用リスク削減手法適用後のエクスポージャーの額は、信用リスク・エクスポージャー期末残高から46ページの個別貸倒引当金の期末残高と48ページの信用リスク削減手法に関する事項の適格金融資産担保の額を差引いた額です。  
 5. 「その他」の区分は、上記に分類が困難な投資信託の額です。それらの平均リスク・ウェイトは令和2年度は約43%、令和3年度は約37%であります。  
 6. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。



### (3) 信用リスク削減手法に関する事項

#### 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
		令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
信用リスク削減リスクが適用されたエクスポージャー		1,241	1,209	444	386	-	-
①ソブリン向け		36	21	-	-	-	-
②金融機関および第一種金融商品取引業者向け		-	-	-	-	-	-
③法人等向け		119	137	-	-	-	-
④中小企業等・個人向け		1,060	1,034	116	109	-	-
⑤抵当権付住宅ローン		8	6	276	228	-	-
⑥不動産取得等事業向け		16	10	50	49	-	-
⑦3ヵ月以上延滞等		-	-	-	-	-	-
⑧出資等		-	-	-	-	-	-
うち出資等エクスポージャー		-	-	-	-	-	-
うち重要な出資のエクスポージャー		-	-	-	-	-	-
⑨他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー		-	-	-	-	-	-
⑩信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー		-	-	-	-	-	-
⑪その他		0	0	-	-	-	-

(注) 1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。(預金積金担保が該当します)  
 2. 上記「保証」には、告示(平成18年金融庁告示第22号)第45条(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー)、第46条(株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー)を含みません。  
 3. 「その他」は、①～⑩に区分されないエクスポージャーです。貸出金の残高(保証協会の保証付与信額は除く)が1億円を超える、個人および法人の代表者とその家族等を含みます。

#### 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続きの概要

信用リスク削減手法とは、当組合が抱えている信用リスクを軽減するための措置で、具体的には、預金担保、有価証券担保、不動産担保、保証、クレジット・デリバティブなどが該当します。

当組合が扱う担保には自組合預金積金、有価証券、不動産等、保証には人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続きについては、当組合が定める事務取扱要領等により、適切な事務取扱いおよび適正な評価を行っております。

自己資本比率で定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自組合預金積金、上場株式、有価証券等、保証として信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証、その他未担保預金等、貸出金と自組合預金の相殺として債務者の担保手続きがなされていない定期預金、日本銀行貸出支援基金の活用に係る「全信組連への預け金」と「全信組連からの借入金」等が該当します。

### (4) 出資等エクスポージャーに関する事項

#### イ. 貸借対照表計上額および時価

(単位：百万円)

区分	令和2年度		令和3年度	
	貸借対照表計上額	価額	貸借対照表計上額	価額
上場株式等	1,401	1,401	1,868	1,868
非上場株式等	1,031	1,031	1,031	1,031
合計	2,433	2,433	2,900	2,900

(注) 投資信託等の複数の資産を裏付とするエクスポージャー(いわゆるファンド)のうち、上場・非上場の確認が困難なエクスポージャーについては、非上場株式等に含めて記載しております。

#### 出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続きの概要

上場株式等にかかるリスクの認識については、時価評価やリスク限度枠の遵守状況等を市場リスク管理の一部として定期的にリスク管理委員会へ報告しております。

一方、非上場株式、子会社・関連会社株式または出資金等に関しては、個別に財務諸表等を基にした評価を実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

#### ロ. 出資エクスポージャーの売却および償却に伴う損益の額 (単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
売却益	109	24
売却損	0	29
償却	-	-

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

#### ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額 (単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
評価損益	△120	△104

(注) 「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

#### ニ. 貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額 (単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
評価損益	-	-

(注) 「貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、子会社株式および関連会社の評価損益です。

はじめに

地域を心援する  
取り組み

「コンプライアンス」  
への取り組み

各種サービスの  
ご案内

ガバナンスの  
充実状況

資料編

(5) 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

(7) 金利リスクに関する事項

イ. 定量的な開示事項

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク

項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△ EVE		△ NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	5,293	4,426	963	673
2	下方パラレルシフト	—	—	—	—
3	スティープ化	3,623	2,746		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	5,293	4,426	963	673
			ホ		へ
			当期末		前期末
8	自己資本の額		8,198		7,488

ロ. 定性的な開示事項

A. リスク管理の方針および手続きの概要

貸借対照表上の金利に感応する資産および負債（＝銀行勘定）において、両者の金利または期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益の低下や損失が生じるリスク（＝銀行勘定の金利リスク）を適切にコントロールすることを基本方針としております。

管理指標として、金利変動による経済価値の変動額を表す△ EVE および金利変動による期間収益の変動額を表す△ NII について、複数の金利ショックシナリオを用いて算定しており、定期的にはリスク管理委員会に報告しております。

B. 金利リスクの算定方法の概要

金利リスク（△ EVE および△ NII）の算定は、以下の定義に基づいて行っております。

計測対象資産および負債	預金、貸出金、預け金、有価証券	
リスク算定の頻度	四半期毎	
リスク集計方法	正となる通貨のみを単純合算	
計測に使用する金利ショック幅	リスクフリー・レートに与える金利ショック幅と同じ	
コア預金の取扱い	コア預金の考慮	保守的な前提の反映により考慮
	流動性預金全体に占めるコア預金の割合	50%
	コア預金に割り当てられた金利改定の平均満期	2.50 年
	流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期	1.25 年
流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期		5.00 年
行動オプション性の取扱い	固定金利貸出の期限前返済の考慮	保守的な前提の反映により考慮
	定期預金の早期解約の考慮	保守的な前提の反映により考慮

# 連結決算の状況

## 事業概要

令和3年度の事業概況は以下のとおりです。

預金積金残高は、新型コロナウイルス感染症に関連する預金の増加や個人預金の増加等により、前期末比12億8千4百万円増加し、2,306億7千2百万円となりました。

貸出金残高は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている方への支援や設備投資資金等の増加により、前期末比10億4千8百万円増加し、882億7千7百万円となりました。

収支状況は、市場金利の低迷が続き、貸出金や有価証券の収益は前期に続いて減少いたしました。

経費においては、各種経費削減に取り組み構造改革を行ったことから減少となり、当期純利益2億3百万円を計上することができました。

## 子会社等の主要事業内容・組織構成

けんしんようビジネスサービス(株)は、当組合の管財業務を担う会社で、主に当組合の販売品等の調達、帳票・事務用品管理および固定資産管理業務等を受託しております。

### 組織図

(100%出資会社)

群馬県信用組合

けんしんよう  
ビジネスサービス(株)

### ■ けんしんようビジネスサービス(株)

所在地	資本金	主要業務
安中市原市 668 - 6	1,000 万円	管財業務
設立年月日	当組合の株式の 所有割合	子会社の株式等の 所有割合
平成 6 年 10 月 3 日	100%	-

## 主要な経営指標等

(単位：百万円)

科目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 1 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
経常収益	2,730	2,589	2,449	2,600	2,252
経常利益	207	△ 171	△ 355	285	180
当期純利益	113	△ 358	△ 389	167	203
純資産額	9,546	8,979	7,705	8,001	8,141
総資産額	225,438	226,595	227,587	242,497	245,605
連結自己資本比率	9.68%	8.39%	7.64%	7.91%	8.59%

※総資産額は連結貸借対照表の資産合計から債務保証見返を控除した額です。

## リスク管理債権と金融再生法に基づく開示債権の状況(連結)

単体と同一です。

※単体の計数につきましては、43 ページをご覧ください。

## 連結貸借対照表

### (1) 資産勘定

(単位：千円)

科目	令和2年度	令和3年度
現金預け金	91,663,321	86,978,746
有価証券	61,731,552	68,410,412
貸出金	87,229,219	88,277,413
外国為替	—	—
その他資産	1,354,436	1,327,392
有形固定資産	2,114,629	2,115,678
無形固定資産	19,054	34,188
退職給付に係る資産	253,551	283,171
繰延税金資産	—	8,754
再評価に係る繰延税金資産	—	—
債務保証見返	72,276	30,365
貸倒引当金	△ 1,868,679	△ 1,830,464
一般貸倒引当金	△ 237,467	△ 174,359
個別貸倒引当金	△ 1,631,211	△ 1,656,104
資産合計	242,569,363	245,635,660

### 連結損益計算書

(単位：千円)

科目	令和2年度	令和3年度
経常収益	2,600,282	2,252,647
資金運用収益	2,034,371	1,970,258
貸出金利息	1,319,092	1,300,978
預け金利息	126,727	130,871
有価証券利息配当金	553,766	503,623
その他の受入利息	34,784	34,784
役員取引等収益	221,081	201,214
その他業務収益	198,528	17,047
その他経常収益	146,300	64,126
経常費用	2,315,191	2,072,145
資金調達費用	7,580	△ 1,426
預金利息	9,211	4,442
給付補填備金繰入額	761	528
借入金利息	△ 3,088	△ 6,999
その他の支払利息	695	602
役員取引等費用	158,716	144,448
その他業務費用	360	35,250
経費	2,091,325	1,827,569
その他経常費用	57,207	66,303
経常利益	285,091	180,501
特別利益	9,108	11
特別損失	119,115	922
税金前当期純利益	175,084	179,590
法人税、住民税及び事業税	2,459	2,760
法人税等調整額	5,263	△ 26,668
当期純利益	167,361	203,498

## (2) 負債・純資産勘定

(単位：千円)

科目	令和2年度	令和3年度
預金積金	229,387,985	230,672,579
借入金	4,200,000	6,200,000
その他負債	466,569	311,550
賞与引当金	70,915	71,997
退職給付引当金	—	—
役員退職慰労引当金	91,466	83,190
その他の引当金	71,690	78,139
繰延税金負債	160,282	—
再評価に係る繰延税金負債	46,773	46,773
債務保証	72,276	30,365
負債合計 (A)	234,567,960	237,494,597
出資金	729,837	1,261,683
資本剰余金	—	—
利益剰余金	6,826,389	7,026,252
組合員勘定合計 (B)	7,556,226	8,287,935
その他有価証券評価差額金	372,343	△ 219,705
繰延ヘッジ損益	—	—
土地再評価差額金	72,833	72,833
評価・換算差額等合計 (C)	445,176	△ 146,872
純資産合計 (D = B + C)	8,001,403	8,141,063
負債・純資産合計 (A + D)	242,569,363	245,635,660

### 連結剰余金計算書

(単位：千円)

科目	令和2年度	令和3年度
(利益剰余金の部)		
利益剰余金期首残高	6,662,584	6,826,389
利益剰余金増加高	167,361	203,498
当期純利益	167,361	203,498
その他	—	—
利益剰余金減少高	3,556	3,635
当期純損失	—	—
配当金	3,556	3,635
自己優先出資消却額	—	—
その他	—	—
利益剰余金期末残高	6,826,389	7,026,252

※財務諸表（連結）は単位未満を切り捨てて表示しております。

# 連結における自己資本の充実の状況

## I. 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

項目	令和2年度	令和3年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資または非累積的永久優先出資に係る組合員勘定または会員勘定の額	7,552	8,279
うち、出資金および資本剰余金の額	729	1,261
うち、利益剰余金の額	6,826	7,026
うち、外部流出予定額 (△)	3	8
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	242	177
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	242	177
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	16	10
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	7,811	8,467
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	13	24
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	13	24
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	13	33
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	183	204
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	106	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	317	263
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	7,493	8,204
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	90,566	91,502
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 413	△ 360
うち、無形固定資産 (のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	—	—
うち、繰延税金資産	—	—
うち、前払年金費用	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 486	△ 480
うち、上記以外に該当するものの額	72	119
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	4,080	3,974
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	94,647	95,477
連結自己資本比率		
連結自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	7.91%	8.59%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」(平成18年金融庁告示第22号)に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準により自己資本比率を算出しております。

はじめに

地域を応援する  
取り組みコンプライアンス等  
への取り組み各種サービスの  
ご案内ガバナンスの  
充実状況

資料編

## Ⅱ. 定量的な開示事項

### (1) 自己資本の充実度に関する事項

影響が僅少であるため記載を省略します。

### (2) 信用リスクに関する事項（証券化エクスポージャーを除く）

イ. 信用リスクに関するエクスポージャーおよび主な種類別の期末残高<地域別・業種別・残存期間別>

影響が僅少であるため記載を省略します。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額  
単体と同一です。

ハ. 業種別の個別貸倒引当金および貸出金償却の額等  
単体と同一です。

ニ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等  
影響が僅少であるため記載を省略します。

### (3) 信用リスク削減手法に関する事項

単体と同一です。

### (4) 出資等エクスポージャーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額および時価

影響が僅少であるため記載を省略します。

ロ. 出資エクスポージャーの売却および償却に伴う損益の額  
単体と同一です。

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額  
単体と同一です。

ニ. 貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額  
単体と同一です。

### (5) 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

### (6) 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

### (7) 金利リスクに関する事項

単体と同一です。

※単体の各種指標につきましては、45～49ページをご覧ください。

# 沿革

S63年 4月	西群馬信用組合と碓氷信用組合が合併し群馬県信用組合発足 理事長に大河原清一就任 本店営業部開設		
H1年 5月	営業地区を前橋市と玉村町に拡大		
H3年 3月	富岡東支店開設		
H3年 12月	榛名町支店開設		
H5年 4月	日本銀行蔵入復代理店業務の開始		
H6年 3月	国債等の窓口販売業務の取り扱い開始		
H6年 5月	全信組連共同オンライン加盟		
H7年 1月	外国為替取次業務取り扱い開始		
H7年 3月	南牧村指定金融機関として指名を受ける 広報誌「Shin」創刊		
H12年 6月	理事長に松井誠就任		
H14年 12月	投資信託受益証券等の窓口販売業務の取り扱い開始		
H15年 2月	個人向け国債の募集の取り扱い開始		
H15年 8月	リレーションシップバンキング機能強化計画策定		
H16年 5月	セブン銀行とのATM利用提携の開始		
H17年 8月	「地域密着型金融推進計画」策定		
H18年 10月	生命保険の窓口販売業務の取り扱い開始		
H22年 10月	甘楽町支店新築移転		
H24年 11月	富岡東支店を富岡支店に統合 富岡東出張所ATMコーナー開設		
H26年 5月	板鼻支店新築移転		
H27年 4月	長期経営計画（H27年度～H35年度）開始		
		H28年 4月	中期経営計画（H27年度～H29年度）開始 「あんなか創業支援ネットワーク」設立
		H28年 12月	下仁田町と「包括連携に関する協定」締結
		H29年 5月	原市支店新築移転
		H29年 6月	理事長に新野正行就任
		H30年 4月	第2次中期経営計画（H30年度～R2年度）開始
		R2年 5月	横川支店を松井田支店内に移転（店舗内店舗化） 横川出張所ATMコーナー開設
		R2年 7月	磯部支店を原市支店内に移転（店舗内店舗化） 南蛇井支店および妙義支店を一の宮支店内に移転（店舗内店舗化） 磯部出張所ATMコーナー、南蛇井出張所ATMコーナー、妙義出張所ATMコーナー開設
		R2年 10月	高崎西支店を八幡支店内に移転（店舗内店舗化） 南牧支店および西牧支店を下仁田支店内に移転（店舗内店舗化） 高崎西出張所ATMコーナー、南牧出張所ATMコーナー、西牧出張所ATMコーナー開設
		R3年 2月	県内3信用組合間で「協調融資に関する覚書」を締結
		R3年 3月	群馬県信用保証協会と「中小企業・小規模事業者の振興に係る相互協力に関する覚書」を締結 安中市と「包括連携協定」を締結
		R3年 12月	商工中金と「シンジケートローン業務における連携・協力に関する覚書」の締結

## 索引 （各開示項目は、下記のページに記載しております。なお、\*印は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則および同規則に基づく自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（金融庁告示第17号）で規定されている法定開示項目です。）

### 概況・組織

- ・事業方針…………… 3
- ・事業の組織…………… 26
- ・役員一覧（理事および監事の氏名・役職名）…………… 26
- ・主要な事業の内容…………… 26
- ・店舗案内（事業所の名称・所在地）…………… 29,30
- ・ATM設置状況…………… 30
- ・営業地区…………… 1
- ・組合員数…………… 5
- ・子会社等の状況…………… 50

### 主要な事業内容

- ・主要事業内容…………… 21-24

### 業務に関する事項

- ・事業概況…………… 5
- ・経常収益…………… 5
- ・経常利益（損失）…………… 5
- ・当期純利益（純損失）…………… 5
- ・出資総額、出資口数…………… 5
- ・純資産額…………… 5
- ・総資産額…………… 5
- ・預金積金残高…………… 5
- ・貸出金残高…………… 5
- ・有価証券残高…………… 5
- ・自己資本比率（単体）…………… 5,44,45
- ・出資配当金…………… 5
- ・職員数…………… 5

### 主要業務に関する指標

- ・業務粗利益および業務純益等…………… 37
- ・資金運用収支、役員取引等収支およびその他業務収支…………… 37
- ・資金運用勘定・資金調達勘定の平均残高、利息、利回り、資金利鞘…………… 37,38
- ・受取利息および支払利息の増減…………… 37
- ・役員取引の状況…………… 37
- ・その他業務収益の内訳…………… 37
- ・経費の内訳…………… 37
- ・総資産経常利益率…………… 38
- ・総資産当期純利益率…………… 38

### 預金に関する指標

- ・預金種目別平均残高…………… 38
- ・定期預金種類別残高…………… 38
- ・預金者別預金残高…………… 38
- ・財形貯蓄残高…………… 38
- ・役員1人当りの預金残高…………… 40
- ・1店舗当りの預金残高…………… 40

### 貸出金等に関する指標

- ・貸出金種類別平均残高…………… 39
- ・貸出金利区分別残高…………… 39
- ・貸出金担保別残高…………… 39
- ・債務保証見返担保別残高…………… 39
- ・貸出金資金使途別残高…………… 39
- ・貸出金業種別残高・構成比…………… 39
- ・預貸率（期末・期中平均）…………… 38
- ・消費者ローン・住宅ローン残高…………… 39
- ・代理貸付残高の内訳…………… 40
- ・役員1人当りの貸出金残高…………… 40
- ・1店舗当りの貸出金残高…………… 40

### 有価証券に関する指標

- ・商品有価証券種類別平均残高…………… 41
- ・有価証券の種類別残存期間別残高…………… 41
- ・有価証券種類別平均残高…………… 41
- ・預証率（期末・期中平均）…………… 38

### 業務運営に関する指標

- ・法令等遵守態勢…………… 15
- ・リスク管理への取り組み…………… 19,20
- ・苦情処理措置および紛争解決措置…………… 17,18
- ・顧客保護等管理態勢…………… 16

### 財産の状況

- ・貸借対照表、損益計算書、剰余金処分（損失金処理）計算書…………… 32,33
- ・代表理事による確認…………… 31
- ・リスク管理債権と金融再生法に基づく開示債権の状況…………… 43
  - (1) 破産更生債権およびこれらに準ずる債権…………… 43
  - (2) 危険債権…………… 43
  - (3) 三月以上延滞債権…………… 43
  - (4) 貸出条件緩和債権…………… 43
- ・有価証券等の評価…………… 41,42
- ・外貨建資産残高…………… 41
- ・オフバランス取引の状況…………… 41
- ・先物取引の時価情報…………… 41
- ・オプション取引の時価情報…………… 41
- ・貸倒引当金（期末残高・期中増減額）…………… 46
- ・貸出金償却額…………… 39
- ・法定監査の状況…………… 31

### 自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項

- 【定性的な開示事項】
- ・自己資本調達手段の概要…………… 44

- ・自己資本の充実度に関する評価…………… 44
- ・信用リスクに関する事項…………… 19
- ・信用リスク削減手法に関する方針および手続…………… 19
- ・派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項…………… 49
- ・証券化エクスポージャーに関する事項…………… 49
- ・オペレーショナル・リスクに関する事項…………… 20,44
- ・出資その他これに類するエクスポージャーまたは株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続の概要（市場リスク）…………… 20
- ・金利リスクに関する事項…………… 35,49

### 【定量的な開示事項】

- ・自己資本の構成に関する事項…………… 44,45
- ・自己資本の充実度に関する事項…………… 45
- ・信用リスクに関する事項（証券化エクスポージャーを除く）…………… 46,47
- ・信用リスク削減手法に関する事項…………… 48
- ・派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項…………… 49
- ・証券化エクスポージャーに関する事項…………… 49
- ・出資等エクスポージャーに関する事項…………… 48
- ・金利リスクに関する事項…………… 49

### 中小企業の経営改善および地域活性化の取組

- ・中小企業の経営の改善および地域の活性化のための取り組み状況…………… 7-12

### その他の業務

- ・内国為替取扱実績…………… 38
- ・外国為替取扱高…………… 38
- ・国債および投資信託販売実績…………… 41
- ・公共債引受額…………… 41
- ・手数料一覧…………… 25

### 連結決算

- ・連結決算の状況…………… 50,51
- ・連結における自己資本の充実の状況…………… 52,53

### その他

- ・金融サービスを通じた取り組み…………… 13,14
- ・障がいのあるお客さまに配慮した取り組み…………… 14
- ・組合員と総代会制度…………… 27,28
- ・沿革…………… 54
- ・報酬体系について…………… 40

